

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### 1. 人口の状況

海南市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の人口及び世帯数の推移は第3.2-1表及び第3.2-1図のとおりである。

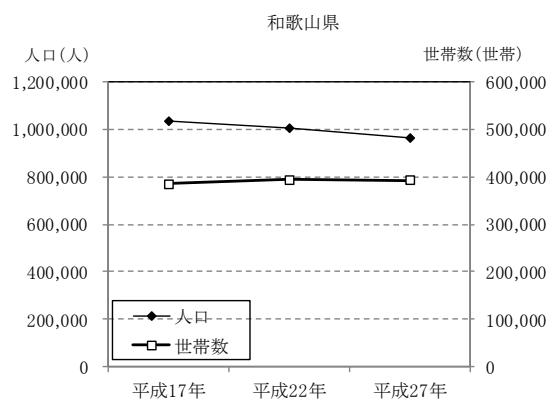
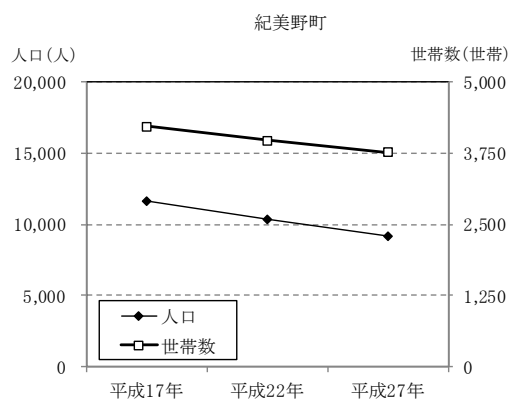
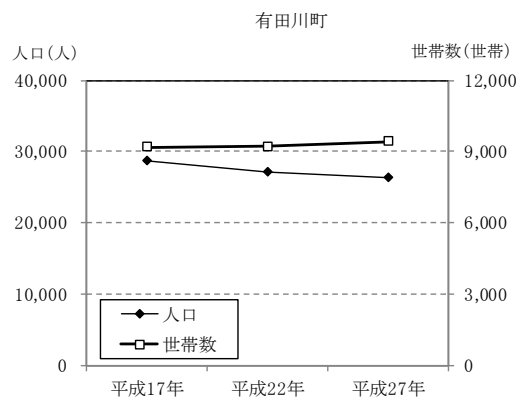
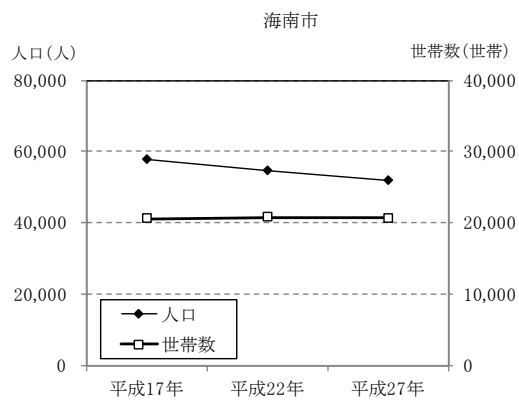
第3.2-1表 人口及び世帯数の推移

区分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
海南市	平成17年	57,744	26,945	30,799	20,650
	平成22年	54,783	25,518	29,265	20,750
	平成27年	51,860	24,175	27,685	20,678
有田川町	平成17年	28,640	13,561	15,079	9,197
	平成22年	27,162	12,806	14,356	9,225
	平成27年	26,361	12,379	13,982	9,426
紀美野町	平成17年	11,643	5,387	6,256	4,214
	平成22年	10,391	4,774	5,617	3,971
	平成27年	9,206	4,223	4,983	3,762
和歌山県	平成17年	1,035,969	488,022	547,947	384,880
	平成22年	1,002,198	471,397	530,801	393,553
	平成27年	963,579	453,216	510,363	392,332

注：1. 有田川町の平成17年の値は合併前の吉備町、金屋町及び清水町の合計である。

2. 紀美野町の平成17年の値は合併前の野上町及び美里町の合計である。

〔平成17年、22年、27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔「平成17年、22年、27年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕

第3.2-1 図 人口及び世帯数の推移

## 2. 産業の状況

海南市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の産業別就業者数は第3.2-2表のとおりである。平成27年10月1日現在の産業別就業者数の割合は、海南市、有田川町及び紀美野町ともに第三次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人、斜字：％）

産業	海南市	有田川町	紀美野町	和歌山県
第一次産業	2,191 (9.2)	3,701 (26.7)	573 (13.3)	38,997 (8.8)
農 業	2,145	3,637	559	35,757
林 業	4	56	12	1,145
漁 業	42	8	2	2,095
第二次産業	6,228 (26.2)	2,751 (19.8)	1,157 (26.8)	96,639 (21.7)
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1	—	78
建設業	1,584	1,060	280	33,388
製造業	4,644	1,690	877	63,173
第三次産業	15,171 (63.9)	7,182 (51.8)	2,581 (59.8)	297,145 (66.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	168	61	25	2,834
情報通信業	258	49	32	4,562
運輸業・郵便業	1,078	404	181	20,422
卸売・小売業	3,723	1,644	514	68,173
金融・保険業	511	159	59	9,575
不動産業、物品賃貸業	257	67	18	5,712
学術研究、専門・技術サービス業	493	203	82	9,476
宿泊業・飲食サービス業	842	404	133	24,702
生活関連サービス業、娯楽業	727	357	155	15,298
教育、学習支援業	1,119	619	204	21,267
医療、福祉	3,432	1,856	611	65,219
複合サービス事業	320	248	73	6,009
サービス業（他に分類されないもの）	1,286	589	281	24,582
公 務	957	522	213	19,314
分類不能の産業	157	226	4	12,545
総 数	23,747	13,860	4,315	445,326

- 注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。  
 2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。  
 3. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔平成27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

## (1) 農業

海南市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の主要な農作物作付（栽培）経営体数は第 3.2-3 表のとおりである。

平成 27 年における主要な農作物作付（栽培）経営体数は、海南市では稲が最も多く、有田川町及び紀美野町では工芸農作物が最も多くなっている。

第 3.2-3 表 主要な農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年）

（単位：経営体）

種類	海南市	有田川町	紀美野町	和歌山県
稲	309	163	97	7,132
麦類	—	—	—	14
雑穀	1	—	—	26
いも類	11	9	8	262
豆類	22	12	11	373
工芸農作物	29	276	142	566
野菜類	101	153	42	4,457
花き類・花木	53	106	12	1,372
その他の作物	1	12	2	116

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成29年12月）より作成〕

## (2) 林業

海南市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の所有形態別林野面積は第 3.2-4 表のとおりである。

平成 27 年における林野面積は、海南市では 3,923ha、有田川町では 26,921ha、紀美野町では 9,659ha となっている。

第 3.2-4 表 所有形態別林野面積（平成 27 年）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林	私有林
海南市	3,923	—	—	—	3,923	1	173	3,749
有田川町	26,921	642	642	—	26,279	1,475	1,098	23,706
紀美野町	9,659	—	—	—	9,659	—	188	9,471
和歌山県	360,958	16,574	16,570	4	344,384	13,104	22,659	308,621

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成29年12月）より作成〕

### (3) 水産業

海南市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の主要な漁業種類別漁獲量は第 3.2-5 表、主要な魚種別漁獲量は第 3.2-6 表のとおりである。

平成 27 年度における漁獲量の総数は、海南市では 235t となっている。

第 3.2-5 表 主要な漁業種類別漁獲量（平成 27 年）

（単位：t）

種類	海南市	有田川町	紀美野町	和歌山県
小型底びき網	86	…	…	2,543
船びき網	77	…	…	1,810
中・小型まき網	—	…	…	11,672
さけ・ます流し網	—	…	…	—
かじき等流し網	—	…	…	—
その他の刺網	7	…	…	378
さんま棒受網	—	…	…	x
大型定置網	—	…	…	2,567
さけ定置網	—	…	…	—
小型定置網	—	…	…	640
その他の網漁業	—	…	…	734
遠洋まぐろはえ縄	—	…	…	—
近海まぐろはえ縄	—	…	…	244
沿岸まぐろはえ縄	—	…	…	221
その他のはえ縄	29	…	…	x
沿岸かつお一本釣	—	…	…	61
沿岸いか釣	—	…	…	16
ひき網釣	—	…	…	422
その他の釣	29	…	…	618
採貝・採藻	1	…	…	533
その他の漁業	5	…	…	233
計（実数）	235	…	…	22,901

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「…」は、事実不詳又は調査を欠くものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 27 年）」  
（農林水産省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

第 3.2-6 表 主要な魚種別漁獲量（平成 27 年）

（単位：t）

種類	海南市	有田川町	紀美野町	和歌山県
まぐろ類	—	…	…	557
かじき類	—	…	…	25
かつお類	—	…	…	482
さめ類	0	…	…	113
さけ・ます類	—	…	…	—
このしろ	—	…	…	0
にしん類	—	…	…	—
いわし類	77	…	…	6,060
あじ類	14	…	…	3,686
さば類	3	…	…	5,395
さんま	—	…	…	44
ぶり類	0	…	…	1,055
ひらめ・かれい類	29	…	…	93
たら類	—	…	…	—
ほっけ	—	…	…	—
きちじ	—	…	…	—
はたはた	—	…	…	—
にぎす類	—	…	…	—
あなご類	1	…	…	4
たちうお	3	…	…	728
たい類	1	…	…	575
いさき	0	…	…	207
さわら類	1	…	…	292
すずき類	0	…	…	21
いかなご	—	…	…	0
あまだい類	1	…	…	5
ふぐ類	0	…	…	148
その他の魚類	61	…	…	2,033
えび類	13	…	…	242
かに類	2	…	…	6
おきあみ	—	…	…	—
貝類	1	…	…	65
いか類	21	…	…	333
たこ類	4	…	…	35
うに類	—	…	…	11
海産ほ乳類	—	…	…	x
その他の水産動物類	1	…	…	x
海藻類	0	…	…	471
漁獲量合計	235	…	…	22,901

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は、単位に満たないものを示す。

4. 「…」は、事実不詳又は調査を欠くものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 27 年）」  
（農林水産省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

#### (4) 商業

海南市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の商業の状況は第 3.2-7 表のとおりである。

平成 23 年の年間商品販売額は、海南市では 84,234 百万円、有田川町では 32,457 百万円、紀美野町では 7,521 百万円となっている。

第 3.2-7 表 商業の状況

業種	区分	海南市	有田川町	紀美野町	和歌山県
卸売業	事業所数（事業所）	156	48	15	2,121
	従業者数（人）	1,224	305	41	15,158
	年間商品販売額（百万円）	51,263	12,723	5,256	920,207
小売業	事業所数（事業所）	497	336	139	8,783
	従業者数（人）	2,289	1,330	355	45,624
	年間商品販売額（百万円）	32,970	19,735	2,264	788,729
合計	事業所数（事業所）	653	384	154	10,904
	従業者数（人）	3,513	1,635	396	60,782
	年間商品販売額（百万円）	84,234	32,457	7,521	1,708,937

注：事業所数及び事業者数は平成 24 年 2 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 23 年 1 年間の数値である。  
〔「平成 24 年経済センサス - 活動調査」(総務省・経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)より作成〕

#### (5) 工業

海南市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の工業の状況は第 3.2-8 表のとおりである。

平成 26 年における製造品出荷額等は、海南市では 32,991,900 万円、有田川町では 3,017,643 万円、紀美野町では 847,642 万円となっている。

第 3.2-8 表 工業の状況（従業員 4 人以上）（平成 26 年）

区分	海南市	有田川町	紀美野町	和歌山県
事業所数（事業所）	172	35	35	1,829
従業者数（人）	4,003	1,399	622	50,141
製造品出荷額等（万円）	32,991,900	3,017,643	847,642	299,496,984

〔「平成 26 年工業統計調査」(経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

海南市、有田川町、紀美野町及び和歌山県の土地利用の状況は、第 3.2-9 表及び第 3.2-2 図のとおりである。

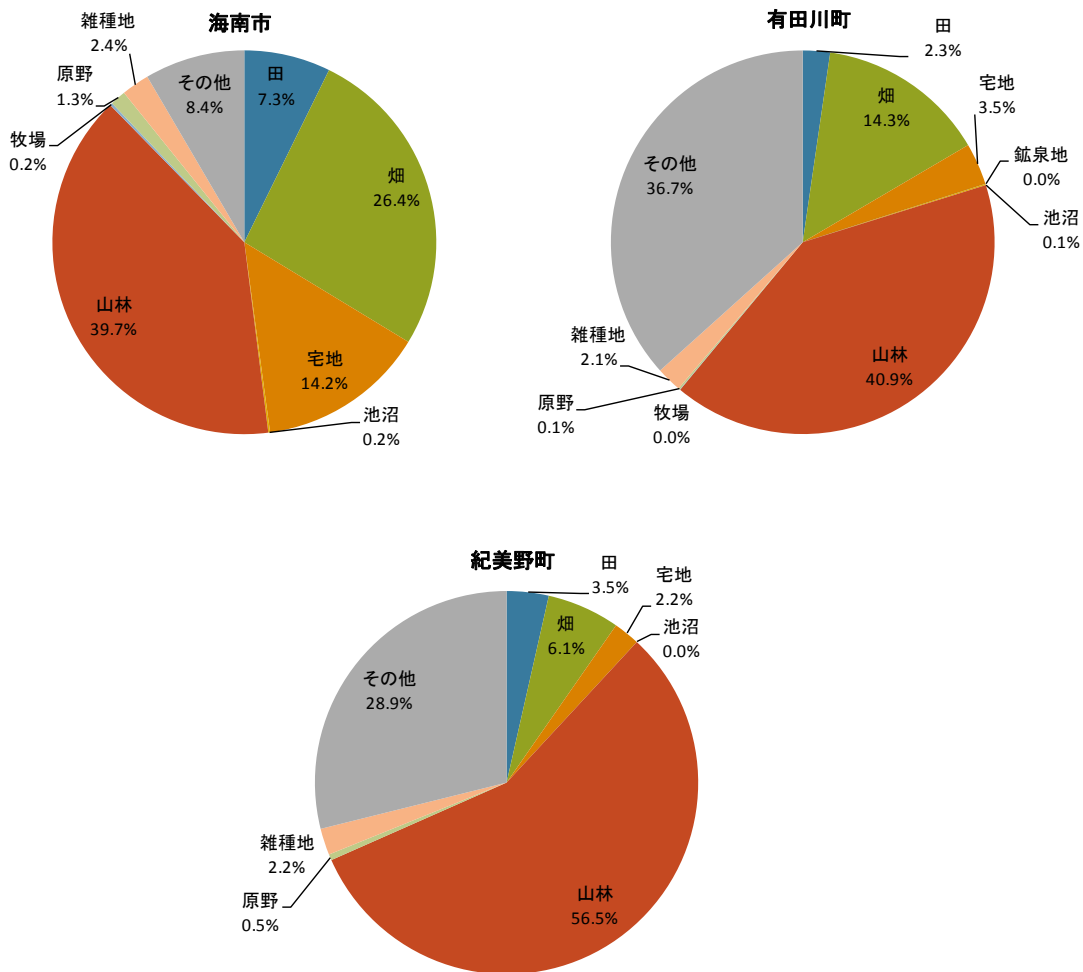
第 3.2-9 表 地目別土地利用の現況（平成 27 年 1 月 1 日現在）

（単位：千 km<sup>2</sup>、（ ）内は％）

市町	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
海南市	76,709 (100)	5,582 (7.3)	20,259 (26.4)	10,867 (14.2)	— (—)	116 (0.2)	30,435 (39.7)	165 (0.2)	1,009 (1.3)	1,804 (2.4)	6,473 (8.4)
有田川町	157,392 (100)	3,610 (2.3)	22,432 (14.3)	5,556 (3.5)	1 (0.0)	169 (0.1)	64,297 (40.9)	63 (0.0)	211 (0.1)	3,358 (2.1)	57,695 (36.7)
紀美野町	90,937 (100)	3,220 (3.5)	5,580 (6.1)	2,011 (2.2)	— (—)	3 (0.0)	51,363 (56.5)	— (—)	458 (0.5)	2,038 (2.2)	26,263 (28.9)

注：1. 「—」は該当数値がないもの  
2. 「0.0」は表章単位に満たないもの

〔「和歌山県統計年鑑 平成 28 年刊行」（和歌山県、平成 29 年）より作成〕



〔「和歌山県統計年鑑 平成 28 年刊行」（和歌山県、平成 29 年）より作成〕

第 3.2-2 図 地目別土地利用の現況（平成 27 年 1 月 1 日現在）



## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲の都市地域は第 3.2-3 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に都市地域が分布している。

### (2) 農業地域

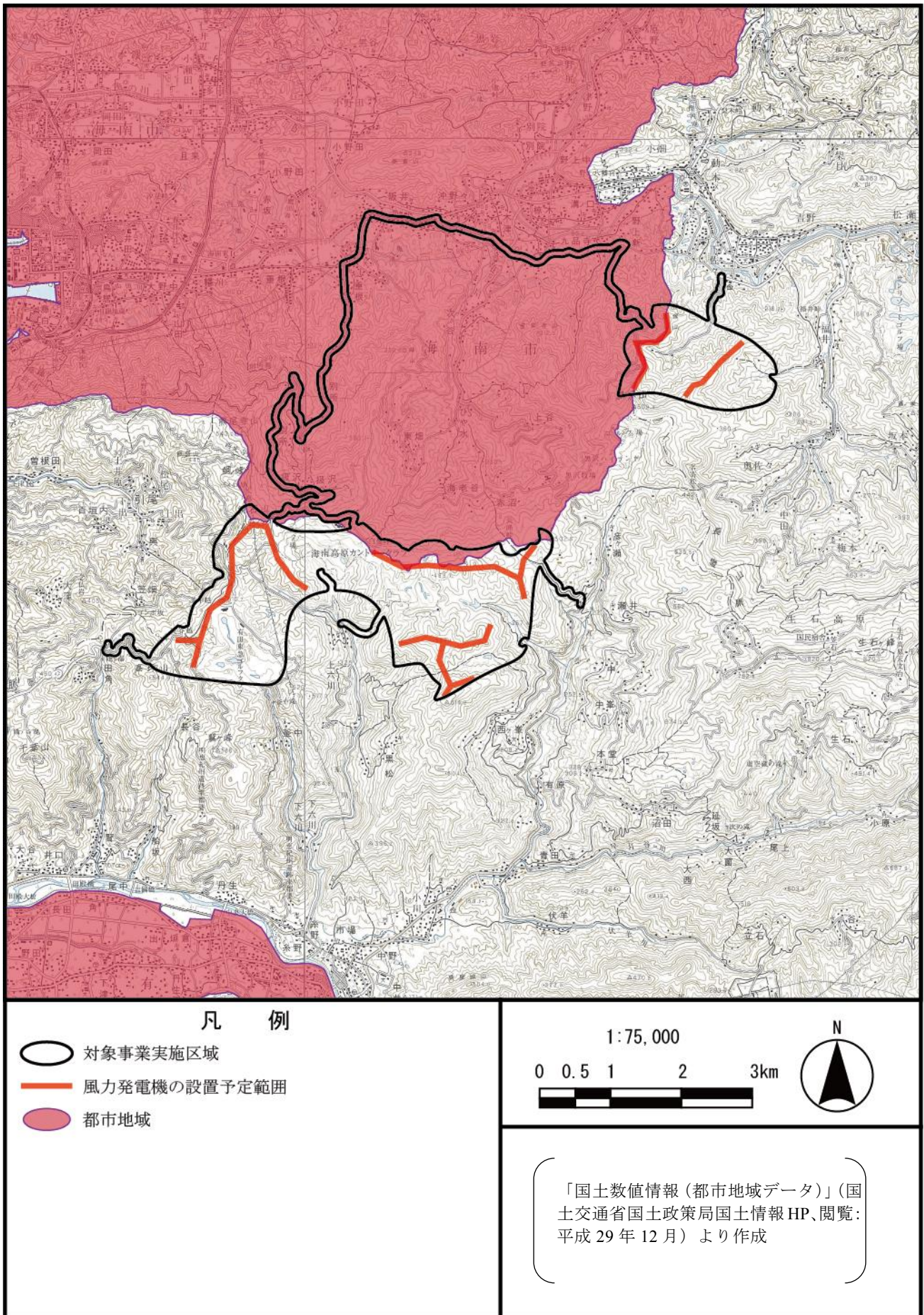
対象事業実施区域及びその周囲の農業地域は第 3.2-4 図のとおりであり、対象事業実施区域には農業地域が分布している。

### (3) 森林地域

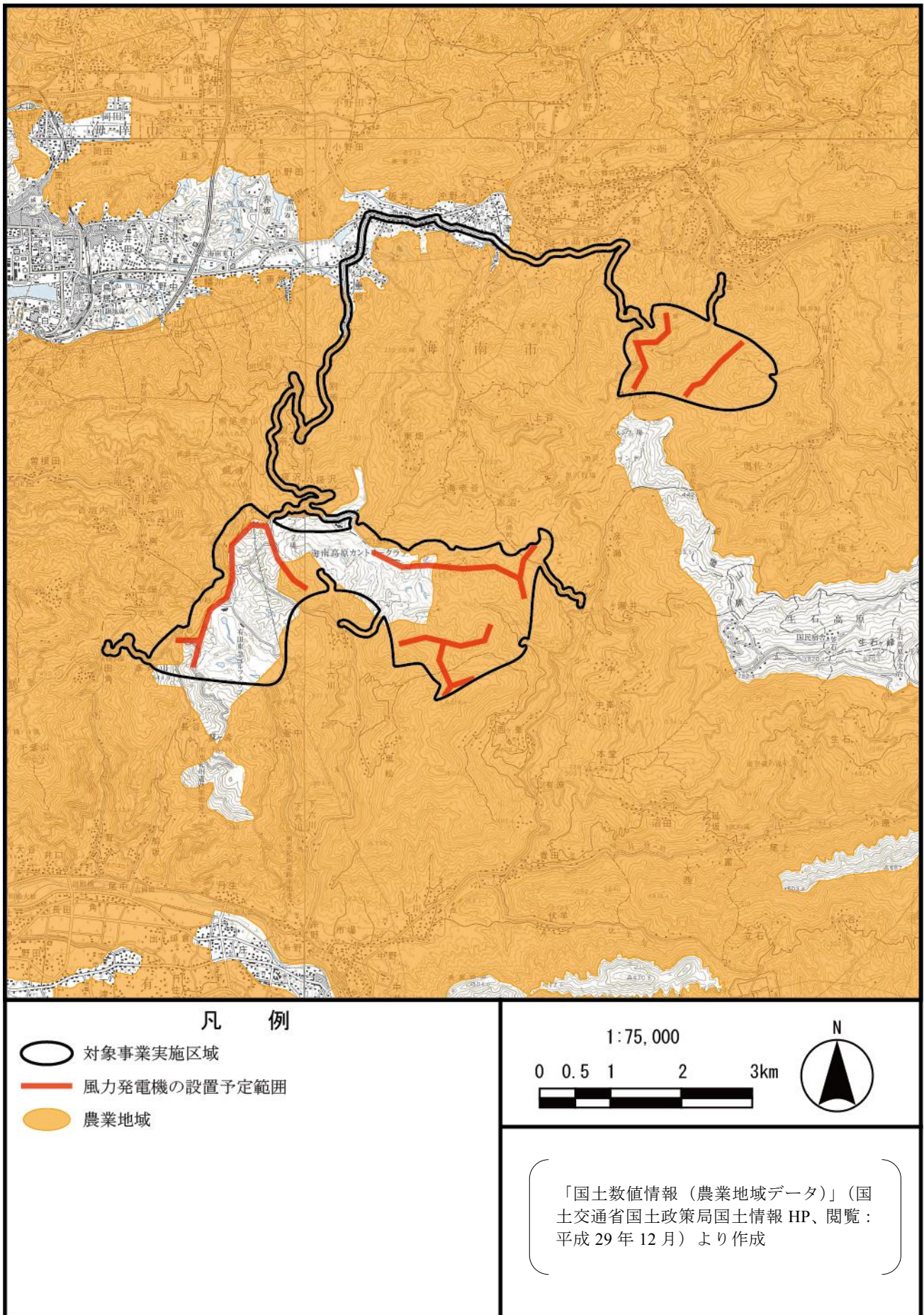
対象事業実施区域及びその周囲の森林地域は第 3.2-5 図のとおりであり、対象事業実施区域には森林地域が分布している。

### (4) 都市計画用途地域

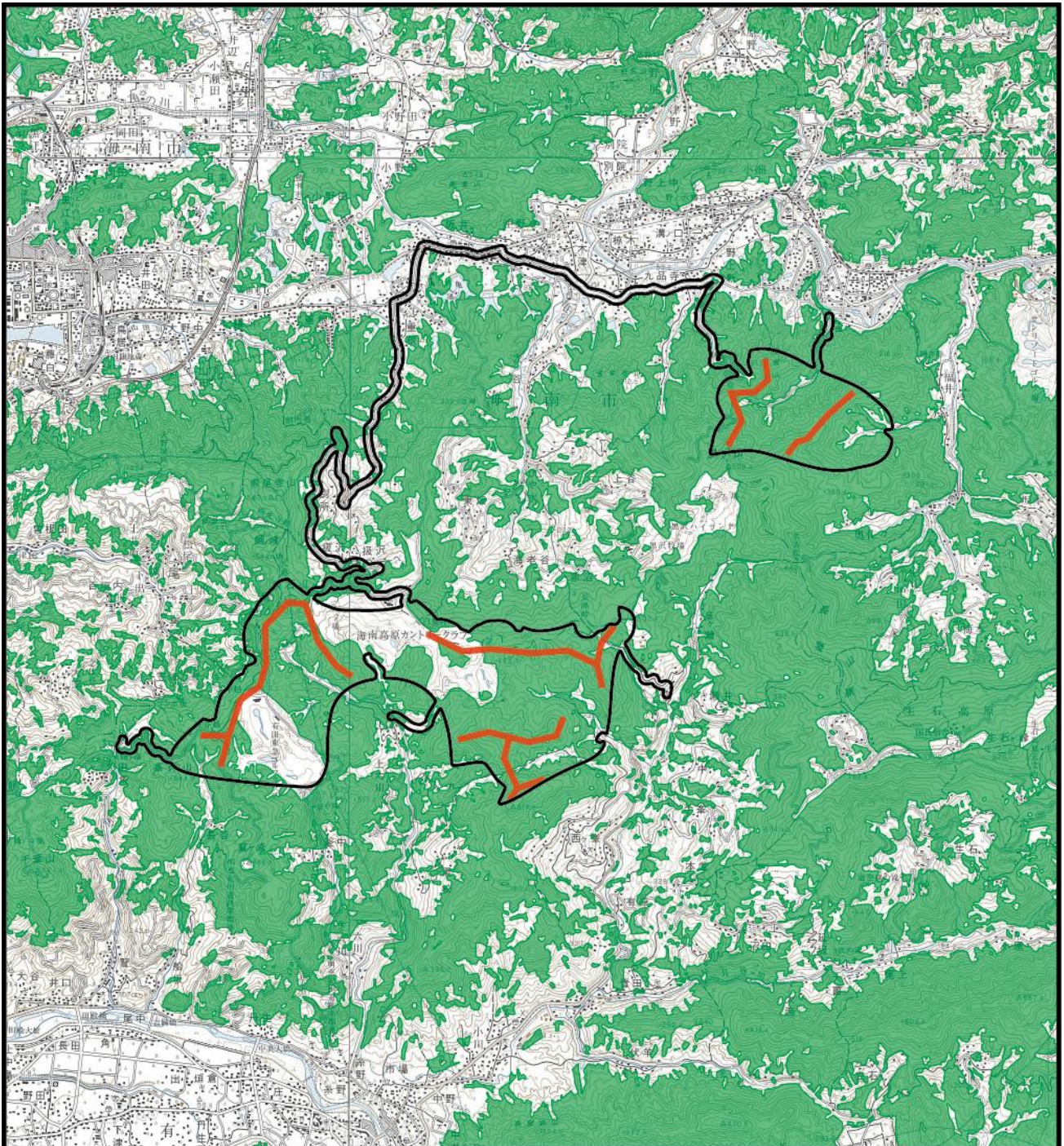
「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく用途地域の状況は第 3.2-6 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に用途地域の指定がある。






第 3.2-3 図 土地利用基本計画図（都市地域）



第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（農業地域）



凡 例

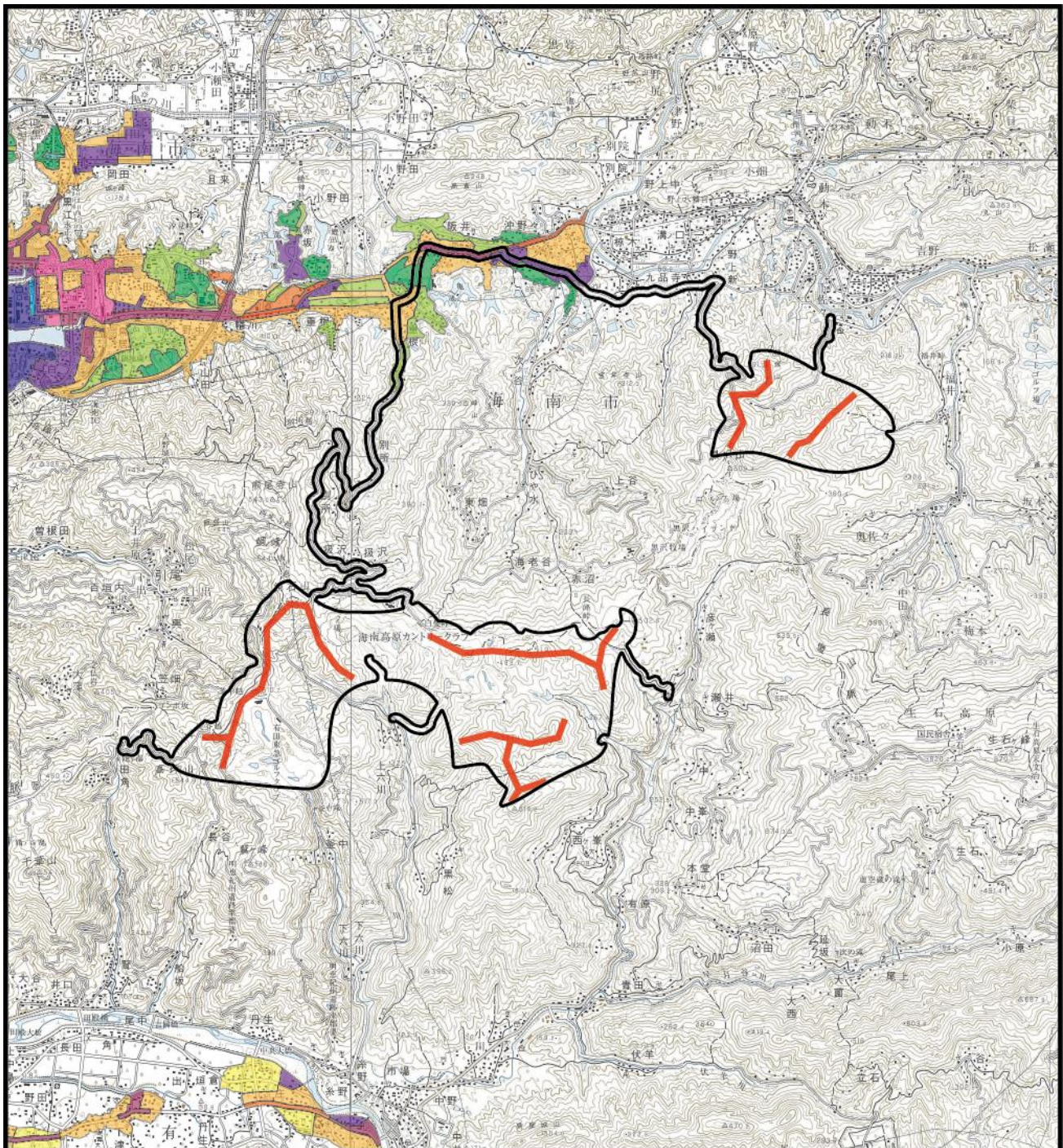
-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  森林地域

1:75,000



「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省国土政策局国土情報 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

第 3.2-5 図 土地利用基本計画図（森林地域）



凡 例

- |   |              |   |        |
|---|--------------|---|--------|
|  | 対象事業実施区域     |  | 近隣商業地域 |
|  | 風力発電機の設置予定範囲 |  | 商業地域   |
|  | 第一種低層住居専用地域  |  | 準工業地域  |
|  | 第二種低層住居専用地域  |  | 工業地域   |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 工業専用地域 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |   |        |
|  | 第一種住居地域      |   |        |
|  | 第二種住居地域      |   |        |
|  | 準住居地域        |   |        |

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



「国土数値情報（用途地域データ）」（国土交通省国土政策局国土情報 HP、閲覧：平成29年12月）より作成

第 3.2-6 図 用途地域の指定状況

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲において、水道用水は有田川、加茂川等を利用している。取水位置については第 3.2-7 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における、水道施設による水利用の状況は第 3.2-10 表のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲には、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：平成 28 年 12 月 2 日）に基づき、第 3.2-11 表及び第 3.2-8 図のとおり、貴志川水系及び有田川水系に内水面漁業権が設定されている。

第 3.2-10 表 水道施設による水利用の状況（平成 26 年度末）

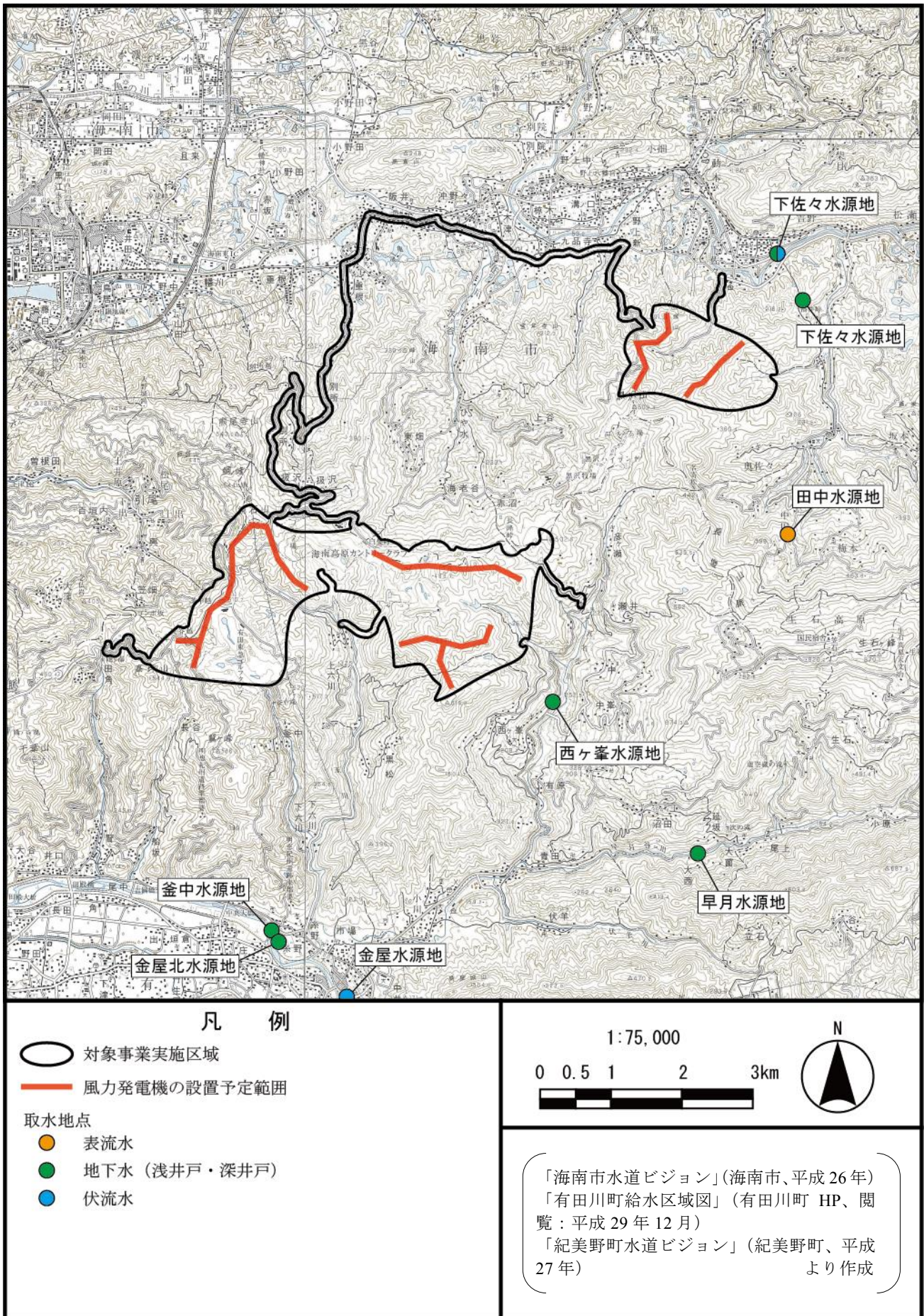
市町	種 別	年間総給水量（千 m <sup>3</sup> ）
海南市	上水道	6,447
	簡易水道	908
	計	7,355
有田川町	上水道	1,970
	簡易水道	1,251
	計	3,221
紀美野町	上水道	630
	簡易水道	748
	計	1,378

〔「和歌山県統計年鑑 平成 28 年度刊行」  
（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

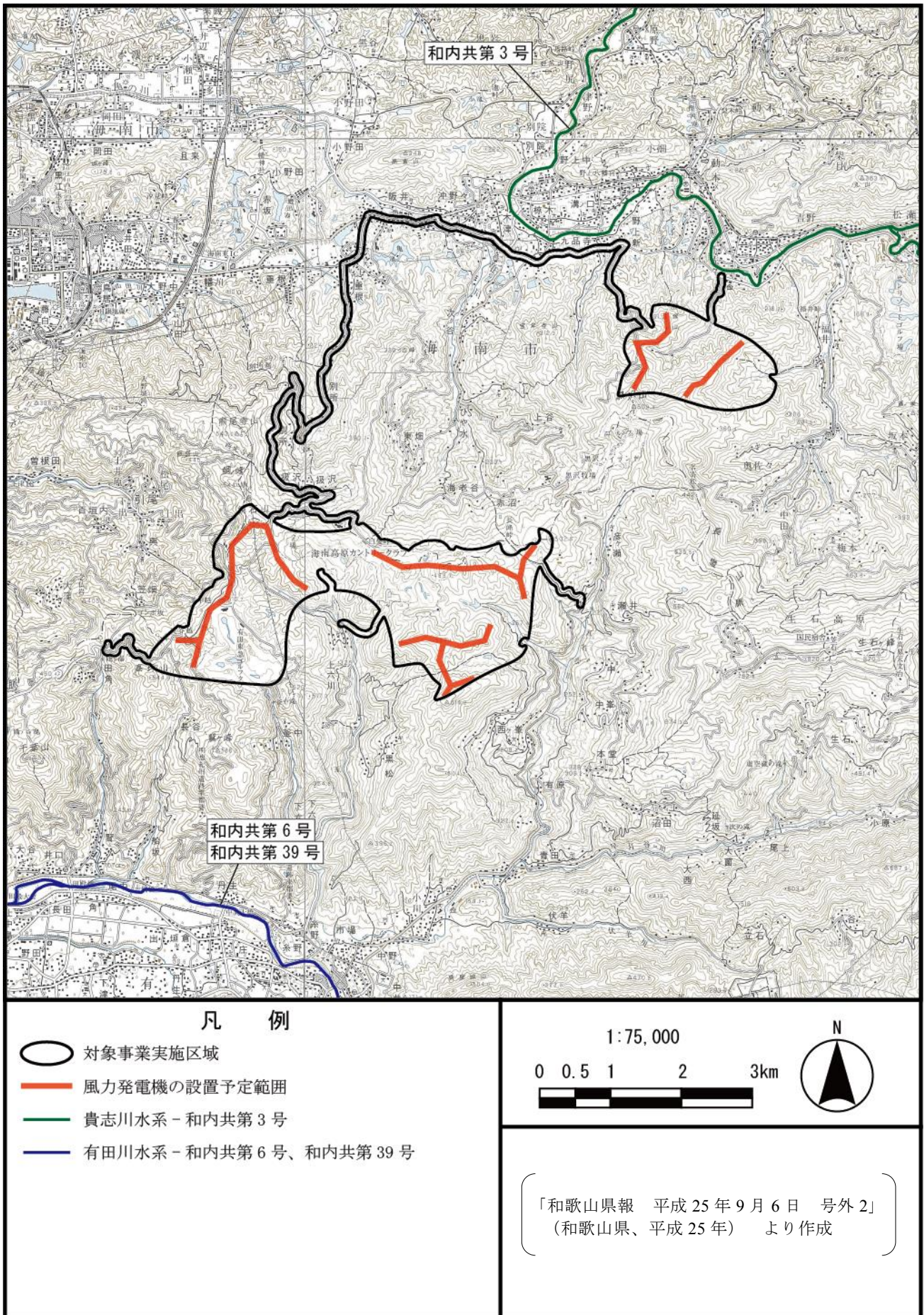
第 3.2-11 表 内水面漁業権の内容

免許番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業権者
和内共第 3 号	貴志川水系	第五種共同漁業	あゆ漁業	貴志川漁業協同組合
和内共第 6 号	有田川水系	第五種共同漁業	あゆ漁業、もくずがに漁業	有田川漁業協同組合
和内共第 39 号	有田川水系	第五種共同漁業	あまご漁業	有田川漁業協同組合

〔「和歌山県報 平成 25 年 9 月 6 日 号外 2」（和歌山県、平成 25 年）より作成〕



第 3.2-7 図 水道の取水位置



第 3.2-8 図 内水面漁業権の設定状況



## 2. 海域の利用状況

### (1) 港湾の利用

対象事業実施区域及びその周囲における港湾の状況は第 3.2-9 図のとおり、国際拠点漁港として和歌山下津港が指定されている。

### (2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲に漁港はない。

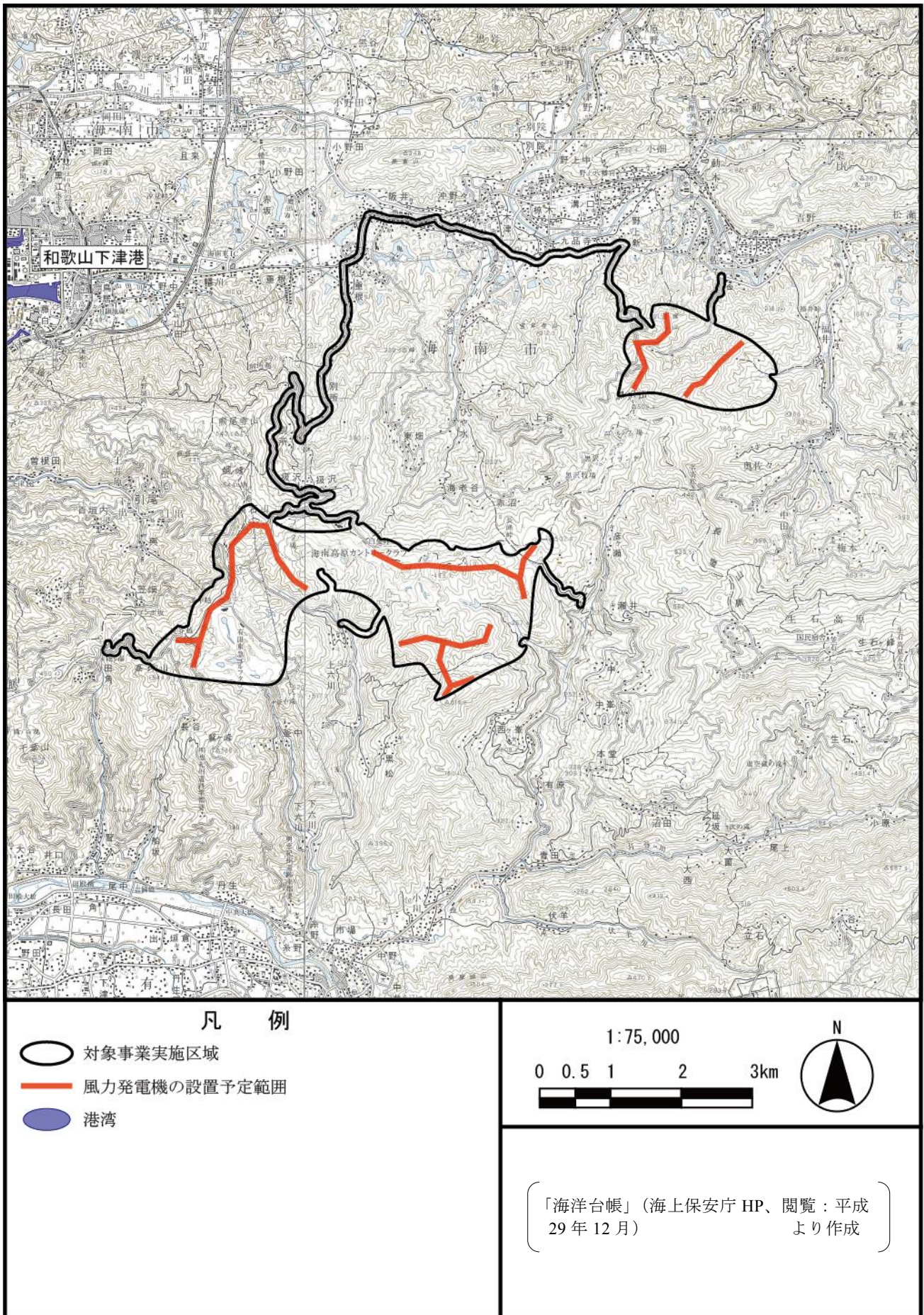
### (3) 漁場区域の状況

対象事業実施区域及びその周囲の海域には「漁業法」(昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：平成 28 年 12 月 2 日)に基づき、第 3.2-12 表及び第 3.2-10 図のとおり海面漁業権が設定されている。

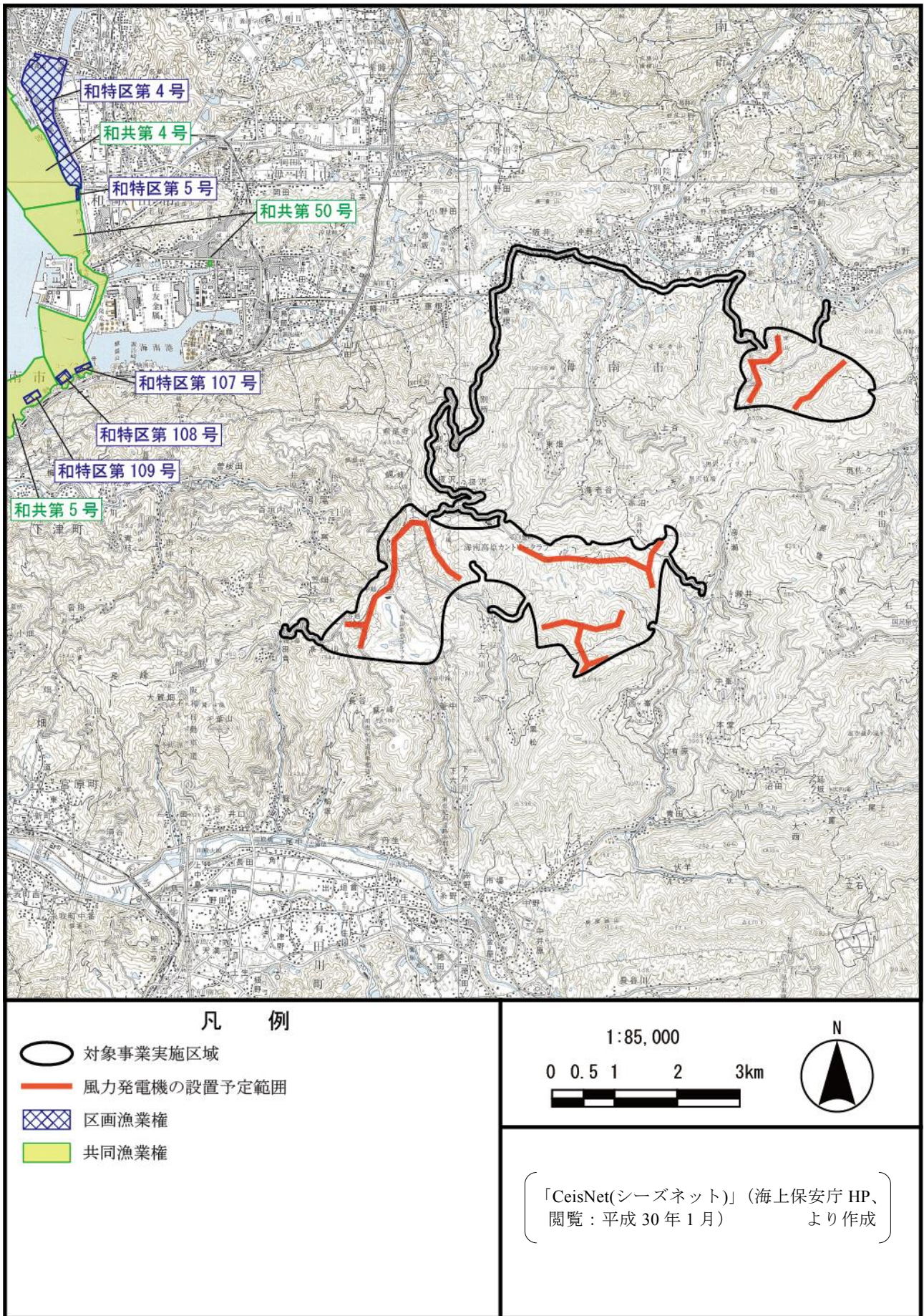
第 3.2-12 表 海面漁業権の内容

免許番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業権者
和共第 4 号	和歌山市新和歌浦から布引に至る地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業、ひじき・もずく漁業、てんぐさ漁業、のり・ふのり漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ・かき・いその漁業、にまいがい漁業、たこ漁業、えむし漁業、いせえび漁業、うに漁業、なまこ漁業	和歌浦漁業協同組合、和歌山漁業協同組合、布引漁業協同組合、毛見浦漁業協同組合
		第二種共同漁業	雑魚刺網漁業、かに刺網漁業	
		第三種共同漁業	雑魚曳網漁業	
和共第 5 号	海南市下津町地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業、ひじき・もずく漁業、てんぐさ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、さざえ・かき・いその漁業、たこ漁業、えむし漁業、いせえび漁業、うに漁業、なまこ漁業	海南市漁業協同組合、戸坂漁業協同組合
		第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業、雑魚刺網漁業、かに刺網漁業、いわし・あじ・さば敷網漁業	
和共第 50 号	和歌山県毛見及び海南市冷水地先	第一種共同漁業	わかめ・ひろめ・め漁業、てんぐさ漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、ばい・まがきがいがい漁業、さざえ・かき・いその漁業、にまいがい漁業、たこ漁業、えむし漁業、いせえび漁業、うに漁業、なまこ漁業	毛見浦漁業協同組合、海南市漁業協同組合
		第二種共同漁業	雑魚刺網漁業、かに刺網漁業、いわし・あじ・さば敷網漁業	
和特区第 4 号	和歌山市和歌浦南及び布引地先	第一種区画漁業	のり養殖業	布引漁業協同組合
和特区第 5 号	和歌山市布引地先	第一種区画漁業	のり養殖業	布引漁業協同組合
和特区第 107 号	海南市冷水地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	海南市漁業協同組合
和特区第 108 号	海南市冷水地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	海南市漁業協同組合
和特区第 109 号	海南市下津町塩津地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	海南市漁業協同組合

〔「和歌山県報 平成 25 年 5 月 31 日号外<別冊>」(和歌山県、平成 25 年)より作成〕



第 3.2-9 図 港湾の状況



第 3.2-10 図 海面漁業権の設定状況

### 3. 地下水の利用状況

「環境省 全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 27 年度版）和歌山県の関連データ」（環境省）によれば、和歌山県の地区別、用途別、井戸本数及び地下水採取量は第 3.2-13 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の取水位置については第 3.2-7 図のとおりである。

第 3.2-13 表 和歌山県の地区別、用途別、井戸本数及び地下水採取量  
（平成 25 年度）

地域名	用途	井戸本数	揚水量
		本	千 m <sup>3</sup> /日
海南市	工業用	—	0
	建築物用	—	—
	上水道用	1	2
	農業用他	—	—
海草郡	工業用	—	0
	建築物用	—	—
	上水道用	—	1
	農業用他	—	—
有田郡	工業用	—	0
	建築物用	—	—
	上水道用	7	17
	農業用他	—	—
和歌山県（総計）		113	252

注：1. 「—」は記載がないことを示す。

2. 関係市町村である紀美野町と有田川町について、海草郡は紀美野町が、有田郡は有田川町が含まれるため、海草郡及び有田郡を記載した。

〔「環境省 全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 27 年度版）和歌山県の関連データ」  
（環境省 全国地盤環境情報ディレクトリ HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3.2-11 図のとおりであり、一般国道 370 号、一般国道 424 号、主要地方道 18 号（海南金屋線）等があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2-14 表のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲には JR 紀勢本線が敷設されている。

第 3.2-14 表(1) 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

(単位：台)

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
阪和自動車道	①	一般国道 24 号～海南金屋線	19,758	25,524
	②	海南金屋線～一般国道 42 号	16,533	21,482
	③	一般国道 42 号～興加茂郷停車場線	23,515	30,695
一般国道 370 号	④	一般国道 42 号～海南金屋線	5,610	7,237
	⑤	海南金屋線～和歌山海南線	4,787	6,175
	⑥	和歌山海南線～海南金屋線	13,208	16,642
	⑦	海南金屋線～海南金屋線	10,120	12,761
	⑧	海南金屋線～沖野々森小手穂線	12,607	16,893
	⑨	沖野々森小手穂線～一般国道 424 号	12,850	17,219
	⑩	一般国道 424 号～一般国道 370 号	1,579	2,037
一般国道 424 号	⑪	一般国道 424 号～一般国道 424 号	3,110	3,950
	⑫	一般国道 424 号～楠本小川線	3,446	4,376
	⑬	楠本小川線～楠本小川線	2,117	2,689
	⑭	楠本小川線～有田川町・海南市境	322	409
	⑮	有田川町・海南市境～一般国道 370 号	1,132	1,381
	⑯	一般国道 370 号～岩出野上線	7,390	9,607
一般国道 480 号	⑰	一般国道 424 号～有田川町・有田市境	3,391	4,307
主要地方道 9 号 (岩出海南線)	⑱	沖野々森小手穂線～岩出海南線	6,920	8,996
	⑲	秋月海南線～和歌山海南線	4,764	6,146
主要地方道 18 号 (海南金屋線)	⑳	秋月海南線～一般国道 370 号	9,850	12,904
	㉑	一般国道 370 号～海南金屋線	2,845	3,613
	㉒	海南金屋線～海南市・有田川町境	1,377	1,749
	㉓	海南市・有田川町境～一般国道 480 号	906	1,105
一般県道 136 号 (秋月海南線)	㉔	秋月海南線～和歌山市・海南市境	9,388	12,204
	㉕	和歌山市・海南市境～岩出海南線	5,624	7,255
	㉖	岩出海南線～一般国道 370 号	6,271	8,090
一般県道 159 号 (海南吉備線)	㉗	興加茂郷停車場線～海南市・有田川町境	4,643	5,989
	㉘	海南市・有田川町境～一般国道 480 号	780	936
	㉙	一般国道 480 号～吉備金屋線	588	711
一般県道 160 号 (沖野々森小手穂線)	㉚	一般国道 370 号～岩出海南線	1,418	1,843
一般県道 161 号 (小野田内原線)	㉛	沖野々森小手穂線～岩出海南線	5,993	7,731
	㉜	岩出海南線～三田海南線	8,244	10,800

第 3.2-14 表(2) 主要道路の交通状況 (平成 27 年度)

(単位：台)

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
一般県道 169 号 (奥佐々阪井線)	㊸	一般国道 370 号～一般国道 424 号	1,333	1,626
一般県道 180 号 (野上清水線)	㊹	一般国道 370 号～生石公園線	1,056	1,278
一般県道 182 号 (境川金屋線)	㊺	一般国道 480 号～一般国道 480 号	118	159
一般県道 183 号 (楠本小川線)	㊻	楠本小川線～一般国道 424 号	326	414
一般県道 184 号 (生石公園線)	㊼	野上清水線～一般国道 424 号	93	126

注：1. 表中の番号は、第 3.2-11 図中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

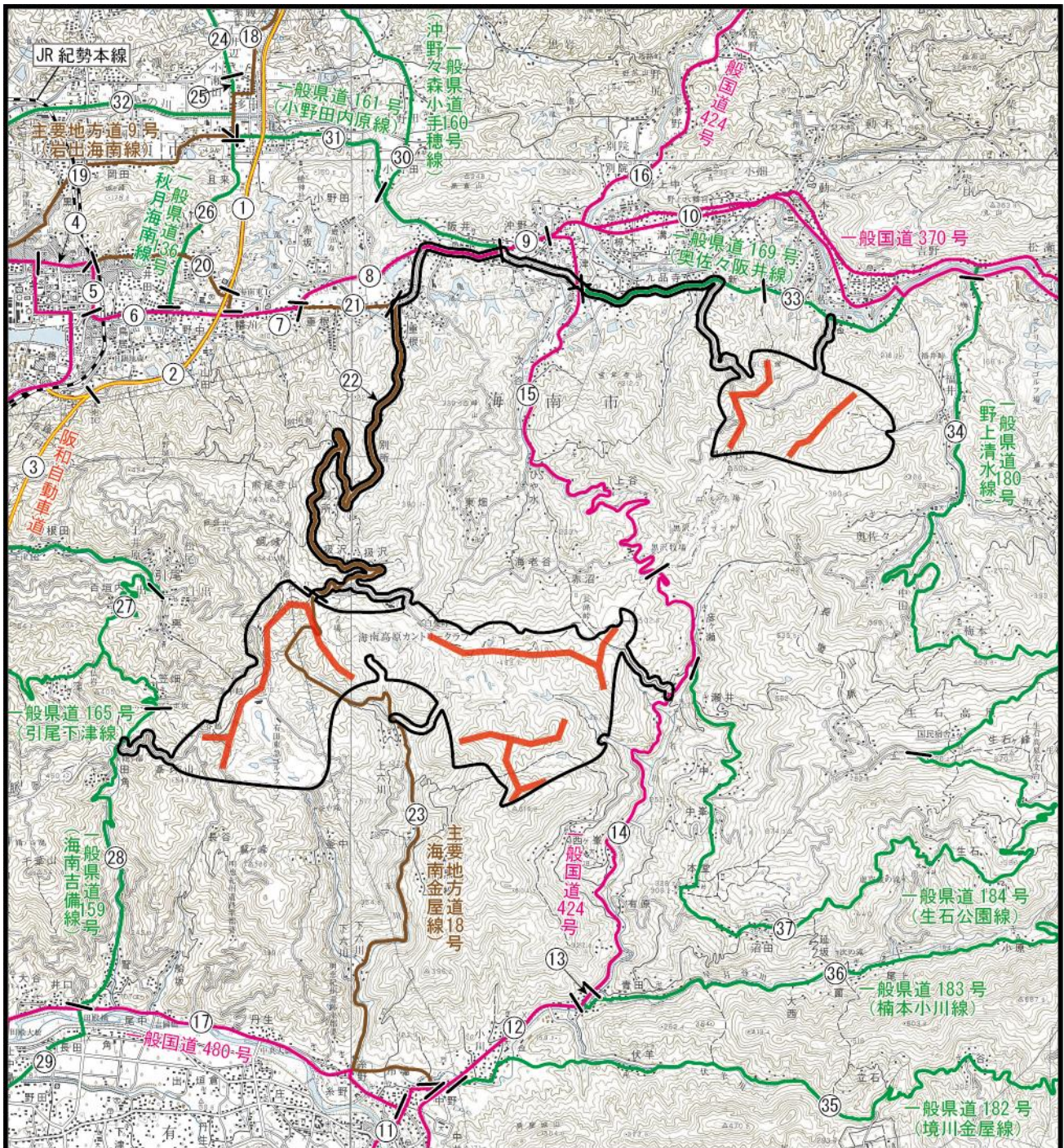
12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

〔「平成 27 年度 道路交通センサス」(国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成〕



<b>凡 例</b>		1:75,000		
	対象事業実施区域			
	風力発電機の設置予定範囲			
	高速道路			
	一般国道			
	主要地方道			
	一般県道			
	鉄道			
<p>「平成 27 年度 道路交通センサス」(国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成</p>				

第 3.2-11 図 主要交通網

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第 3.2-15 表及び第 3.2-12 図のとおりである。

また、住居の配置の概況は第 3.2-12 図のとおりである。

第 3.2-15 表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	番号	施設名	所在地
幼稚園	1	内海幼稚園	海南省海口市島居 190
	2	大野幼稚園	海南省海口市山田 91-2
	3	巽幼稚園	海南省海口市重根 1203
	4	亀川幼稚園	海南省海口市且来 664-1
	5	日方幼稚園	海南省海口市日方 1257
	6	マリア幼稚園	海南省海口市日方 1273 の 4
小学校	7	内海小学校	海南省海口市島居 190
	8	大野小学校	海南省海口市山田 91-1
	9	巽小学校	海南省海口市重根 1203
	10	南野上小学校	海南省海口市次ヶ谷 80
	11	中野上小学校	海南省海口市椋木 93
	12	北野上小学校	海南省海口市孟子 174
	13	日方小学校	海南省海口市日方 1257
	14	亀川小学校	海南省海口市且来 655
	15	田殿小学校	有田川町井口 47-1
	16	西ヶ峯小学校	有田川町西ヶ峯 1489
	17	小川小学校	有田川町小川 610
	18	御霊小学校	有田川町庄 30-1
	19	鳥屋城小学校	有田川町金屋 647
	20	小川小学校	紀美野町中田 4
	21	野上小学校	紀美野町動木 1445
中学校	22	第三中学校	海南省海口市島居 15-3
	23	東海南中学校	海南省海口市野上中 590
	24	巽中学校	海南省海口市阪井 399
	25	亀川中学校	海南省海口市且来 990
	26	海南中学校	海南省海口市日方 962-2
	27	金屋中学校	有田川町中井原 252
	28	吉備中学校	有田川町下津野 1241-3
	29	野上中学校	紀美野町下佐々 940
高等学校	30	海南高等学校	海南省海口市大野中 651
	31	有田中央高等学校	有田川町下津野 459
	32	海南高等学校大成校舎	紀美野町動木 1515

注：表中の番号は、第 3.2-12 図(1)中の番号に対応する。

「国土数値情報（学校データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
「県内の公立学校一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成



第 3.2-15 表(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

区 分	番号	施設名	所在地
医療機関	1	中井内科医院	海南市黒江 1-284
	2	山本胃腸科外科・内科	海南市岡田 83-1
	3	山本医院	海南市且来 632
	4	くらはしクリニック	海南市黒江 543
	5	木下クリニック	海南市黒江 715
	6	平尾内科	海南市船尾 241-61
	7	笠松病院	海南市船尾 196
	8	倉橋内科医院	海南市船尾 186-80
	9	谷口病院	海南市日方 328
	10	橋本胃腸科	海南市日方 431
	11	山西医院	海南市馬場町 3-1-3
	12	向林医院	海南市山崎町 1-2-7
	13	海南保健所	海南市大野中 939
	14	柳川レディースクリニック	海南市日方 1319-1
	15	どい泌尿器科クリニック	海南市日方 1512-3
	16	いぬい内科呼吸器内科クリニック	海南市名高 539-18
	17	いくこレディースクリニック	海南市日方 1500-22
	18	新垣医院	海南市名高 535-5
	19	山本クリニック	海南市名高 506-4
	20	新垣医院	海南市名高 535-5
	21	魚谷メンタルクリニック	海南市名高 531-1
	22	海南医療センター	海南市日方 1522-1
	23	辻秀輝整形外科	海南市名高 178-1
	24	さくらクリニック	海南市名高 140-1
	25	辻整形外科	海南市築地 1-50
	26	田尻内科胃腸科	海南市野上中 58
	27	しこねクリニック	海南市大野中 452-15
	28	吉川内科循環器科	海南市幡川 187-1
	29	竹中整形外科内科	海南市重根 11-1
	30	おくクリニック	海南市名高 243
	31	川村小児科	海南市鳥居 237
	32	山西内科	海南市藤白 166-9
	33	たきもと内科クリニック	海南市阪井 1799-1
	34	さいとうクリニック	海南市重根 837-7
	35	木村医院	海南市沖野々 260
	36	ゆあさクリニック	有田川町下津野 1288-1
	37	そのべクリニック	有田川町下津野 550
	38	森田内科クリニック	有田川町庄 621-1
	39	野田医院	有田川町庄 574
	40	こころの医療センター	有田川町庄 31
	41	宮本クリニック	有田川町徳田 97
	42	おおにしクリニック	有田川町金屋 90-1
	43	みぞばたクリニック	紀美野町動木 99-1
	44	田伏医院	紀美野町下佐々 693-1
	45	にしもと内科クリニック	紀美野町吉野 46-2
	46	小川診療所	紀美野町奥佐々 22
	47	岩橋医院きみのファミリークリニック	紀美野町下佐々 268
	48	谷田クリニック	紀美野町小畑 668-1
	49	野上厚生総合病院	紀美野町小畑 198

注：表中の番号は、第 3.2-12 図(2)中の番号に対応する。

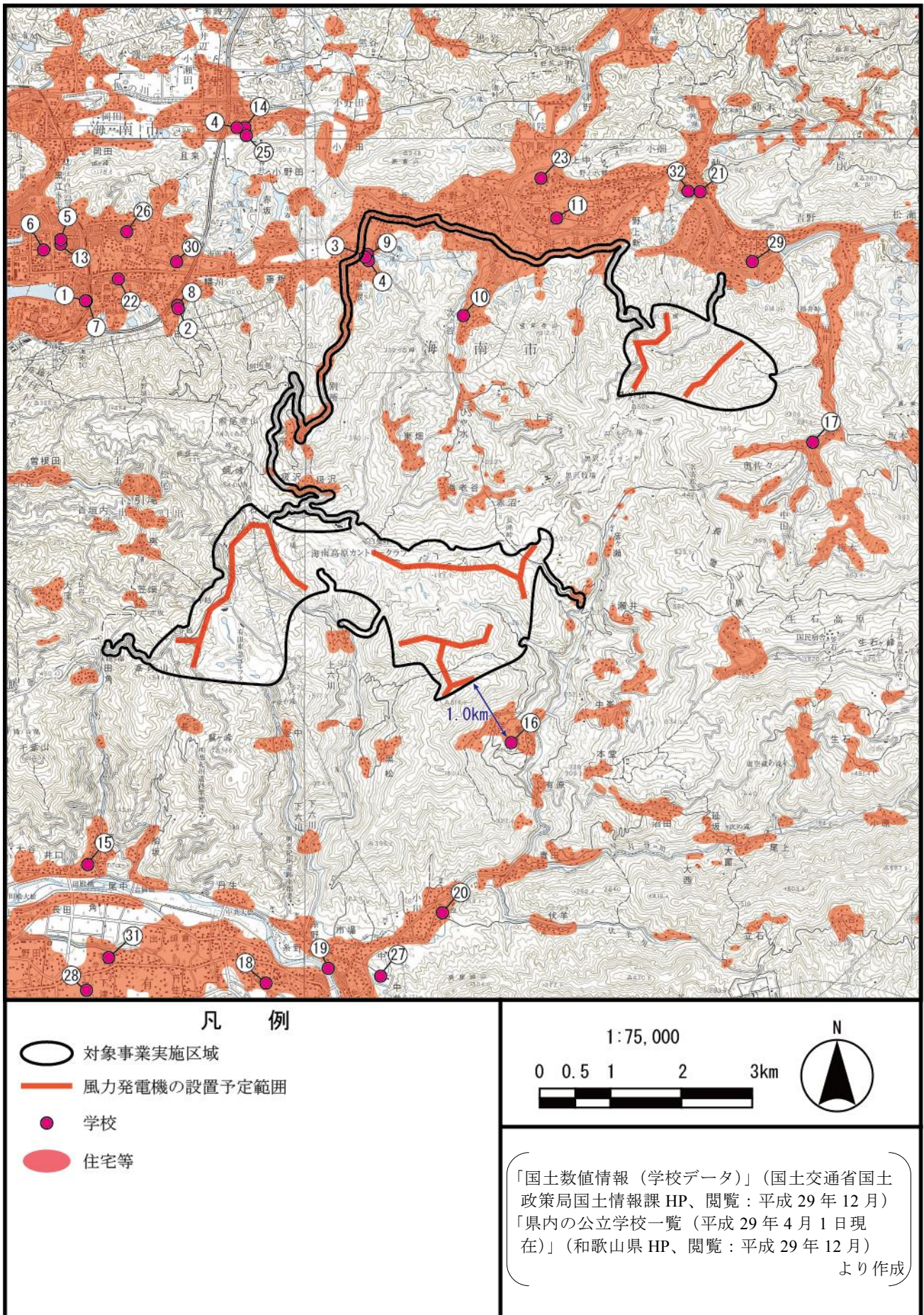
〔「国土数値情報（医療機関データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
 「わかやま医療情報ネット」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕

第 3.2-15 表 (3) 環境保全上配慮すべき施設 (福祉施設)

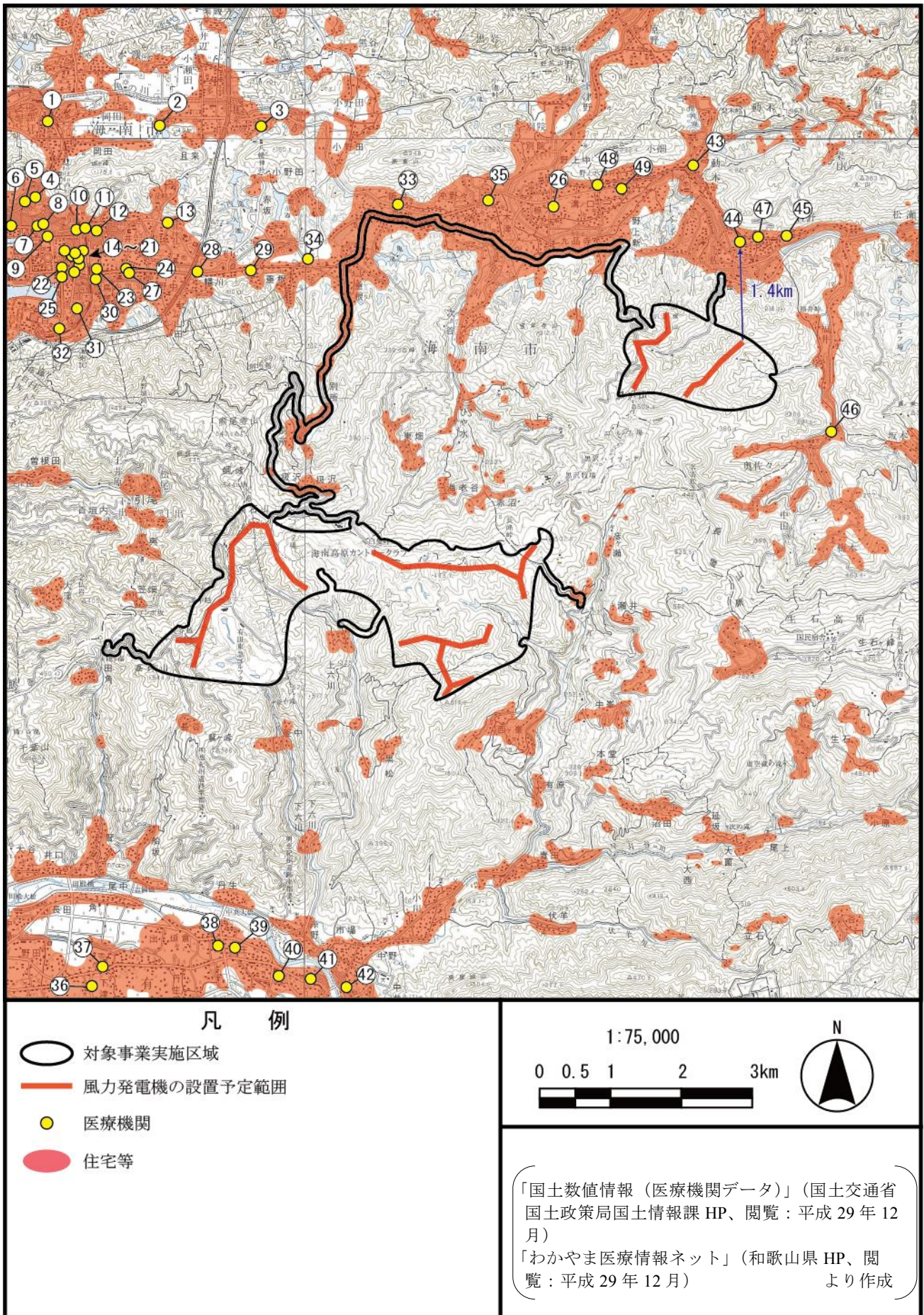
区分	番号	施設名	所在地
保育所	1	きらら子ども園	海南市沖野々434
	2	日方保育所	海南市日方 1289-1
	3	内海保育所	海南市鳥居 69
	4	室山保育所	海南市黒江 222
	5	くるみ保育園	海南市井田 89-2
	6	五月山こども園	海南市北赤坂 3-1
	7	金屋第一保育所	有田川町中井原 171
	8	金屋第二保育所	有田川町小川 811-1
	9	きび森の保育所	有田川町庄 814-1
	10	きみのこども園	紀美野町動木 156
福祉施設	11	JA ながみねデイサービスセンター	海南市且来 101-3
	12	老人憩の家亀川会館	海南市且来 272
	13	デイサービスつどいの家	海南市且来 646
	14	デイサービスセンターかがやき	海南市船尾 179
	15	やすらぎ苑デイサービスセンター	海南市日方 329
	16	デイサービスセンターガーデンスパ恵友	海南市日方 1274-76
	17	デイサービスセンターハーモニー	海南市日方 1512-3
	18	エンジョイさくら	海南市大野中 449-3
	19	デイサービスげんき	海南市沖野々394-3
	20	白寿荘	海南市小野田 820-1
	21	デイサービスうらら	海南市名高 140-1
	22	南風園	海南市木津 233-40
	23	ケアセンター和が家	海南市木津 273
	24	太陽の丘	海南市上谷 777-1
	25	福祉ホームぬくもり	紀美野町小畑 214
	26	老人憩の家かしこ荘	紀美野町小畑 834
	27	ひかり作業所	紀美野町下佐々173
	28	やすらぎ園	紀美野町下佐々1408-7
	29	有田川町老人憩いの家 (千葉荘)	有田川町井口 22-2
	30	特別養護老人ホーム寿楽園	有田川町大字小川字矢本 992
	31	有田川町老人憩いの家 (さくら荘)	有田川町庄 35
	32	吉信接骨院介護サービス	有田川町下津野 494
	33	有田川町老人憩いの家 (紅梅荘)	有田川町天満 722-1

注：表中の番号は、第 3.2-12 図(3)中の番号に対応する。

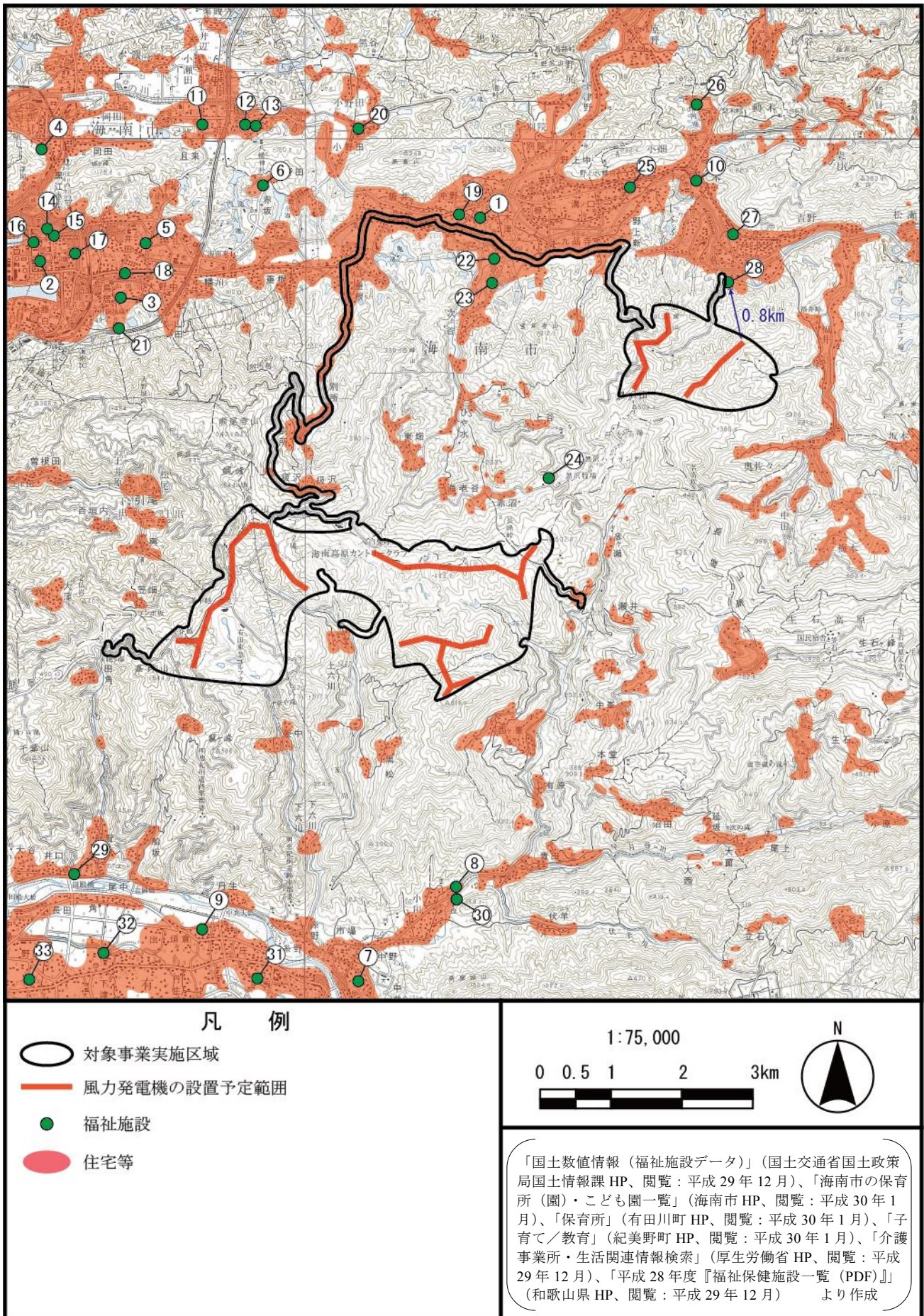
- 「国土数値情報 (福祉施設データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)  
「海南市の保育所(園)・こども園一覧」(海南市 HP、閲覧：平成 30 年 1 月)  
「保育所」(有田川町 HP、閲覧：平成 30 年 1 月)  
「子育て/教育」(紀美野町 HP、閲覧：平成 30 年 1 月)  
「介護事業所・生活関連情報検索」(厚生労働省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月)  
「平成 28 年度『福祉保健施設一覧 (PDF)』」(和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成



第 3.2-12 図(1) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況（学校）



第 3.2-12 図(2) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況（医療機関）



第 3.2-12 図(3) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況（福祉施設）

### 3.2.6 下水道の整備の状況

海南市、有田川町、紀美野町及び和歌山県における下水道の処理人口普及状況及び汚水処理人口普及状況は第3.2-16表のとおりである。

平成28年度末における汚水処理人口普及率は海南市では34.0%、有田川町では74.1%、紀美野町では48.2%となっている。下水道普及率は有田川町では34.6%となっている。

第3.2-16表 下水道処理人口普及状況（平成28年度末）

区分	汚水処理人口普及率 (%)	下水道普及率 (%)
海南市	34.0	—
有田川町	74.1	34.6
紀美野町	48.2	—
和歌山県	62.2	26.4

注：「—」は出典に記載がないものを示す。

「和歌山県内汚水処理人口普及率」、「全国汚水処理人口普及率」（和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課 HP、閲覧：平成29年12月）より作成

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物の状況

海南市、有田川町、紀美野町及び和歌山県における一般廃棄物の処理状況は第 3.2-17 表のとおりである。

平成 27 年度におけるごみ総排出量は海南市で 20,608t、有田川町で 7,254t、紀美野町で 2,012t となっている。

第 3.2-17 表 一般廃棄物処理施設の整備状況（平成 27 年度）

区分		海南市	有田川町	紀美野町	和歌山県
ごみ 総排出量	計画収集量(t)	14,815	5,798	1,919	287,806
	直接搬入量(t)	5,097	1,456	93	57,810
	集団回収量(t)	696	0	0	10,412
	合計(t)	20,608	7,254	2,012	356,028
ごみ 処理量	直接焼却量(t)	15,980	5,375	1,434	295,950
	直接最終処分量(t)	1,502	0	0	3,578
	焼却以外の中間処理量(t)	2,431	1,879	578	48,477
	直接資源化量(t)	0	0	0	5,925
	合計(t)	19,913	7,254	2,012	353,930
中間処理後再生利用量(t)		2,431	1,169	331	33,139
リサイクル率(%)		15.2	16.1	16.5	13.6
最終処分量(t)		2,735	932	151	41,987

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100  
 [「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：平成 29 年 12 月) より作成]

#### 2. 産業廃棄物の状況

和歌山県における平成 26 年度の産業廃棄物の排出状況は、第 3.2-18 表のとおりである。平成 26 年度の 1 年間の排出量は 3,700 千 t である。

また、対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2-19 表、立地状況は第 3.2-13 図のとおりであり、中間処理施設 198 か所、最終処分場 5 か所となっている。

第 3.2-18 表 産業廃棄物の排出状況（平成 26 年度）

(単位：千 t/年)

県	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
和歌山	3,700	2,460	1,108	131

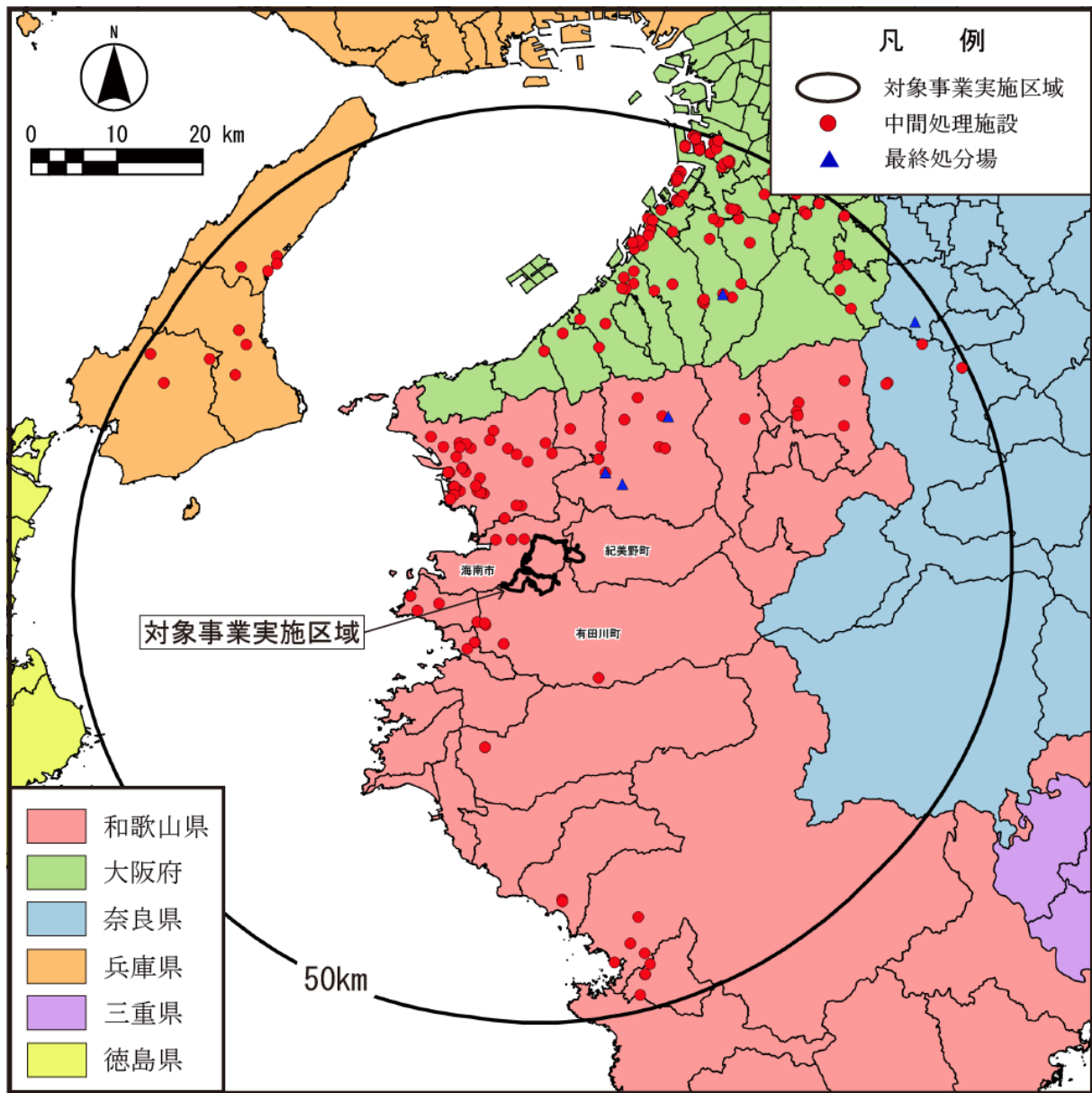
〔第 4 次和歌山県廃棄物処理計画〕(和歌山県、平成 28 年)より作成]

第 3.2-19 表 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場	市町村	中間処理施設	最終処分場
和歌山県	和歌山市	43	0	かつらぎ町	1	0
	海南市	3	0	湯浅町	3	0
	橋本市	5	0	有田川町	4	0
	有田市	4	0	みなべ町	2	0
	田辺市	4	0	日高川町	2	0
	紀の川市	7	3	上富田町	4	0
	岩出市	2	0			
奈良県	五條市	3	0	下市町	1	0
	御所市	0	1			
兵庫県	淡路市	4	0	南あわじ市	3	0
	洲本市	3	0			
大阪府	堺市	43	0	高石市	4	0
	岸和田市	15	0	泉南市	2	0
	泉大津市	5	0	大阪狭山市	1	0
	貝塚市	5	0	阪南市	2	0
	泉佐野市	3	0	忠岡町	2	0
	富田林市	1	0	田尻町	1	0
	河内長野市	1	0	河南町	1	0
	和泉市	9	1	千早赤阪村	5	0
合計					198	5

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成]





「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」  
 （国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成

第 3.2-13 図 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき全国一律に定められており、その内容は第 3.2-20 表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第 3.2-20 表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第 3.2-20 表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</li> <li>浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。</li> <li>二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。</li> <li>光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</li> <li>微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</li> </ol>

「大気の汚染に係る環境基準について」  
 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日)  
 「二酸化窒素に係る環境基準について」  
 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日)  
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」  
 (平成 21 年環境省告示第 33 号) より作成

第 3.2-20 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

〔「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 13 年 4 月 20 日）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき定められている。

和歌山県では第 3.2-21 表のとおり地域の類型のあてはめが行われているが、対象事業実施区域ではいずれも該当していない。

第 3.2-21 表(1) 騒音に係る環境基準

【一般地域】

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：和歌山県における騒音に係る環境基準の類型指定

AA 類型：和歌山県において指定地域はない。

A 類型：和歌山市及び海南市のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

B 類型：和歌山市及び海南市のうち、都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

C 類型：和歌山市及び海南市のうち、都市計画法第 9 条第 8 項から第 11 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）  
 「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月公布）  
 「平成 28 年版環境白書」（和歌山県、平成 28 年）より作成〕

第 3.2-21 表(2) 騒音に係る環境基準  
【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、  
最終改正：平成 24 年 3 月 30 日)  
「平成 28 年版環境白書」(和歌山県、平成 28 年)より作成

第 3.2-21 表(3) 騒音に係る環境基準  
【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、  
最終改正：平成 24 年 3 月 30 日)  
「平成 28 年版環境白書」(和歌山県、平成 28 年)より作成

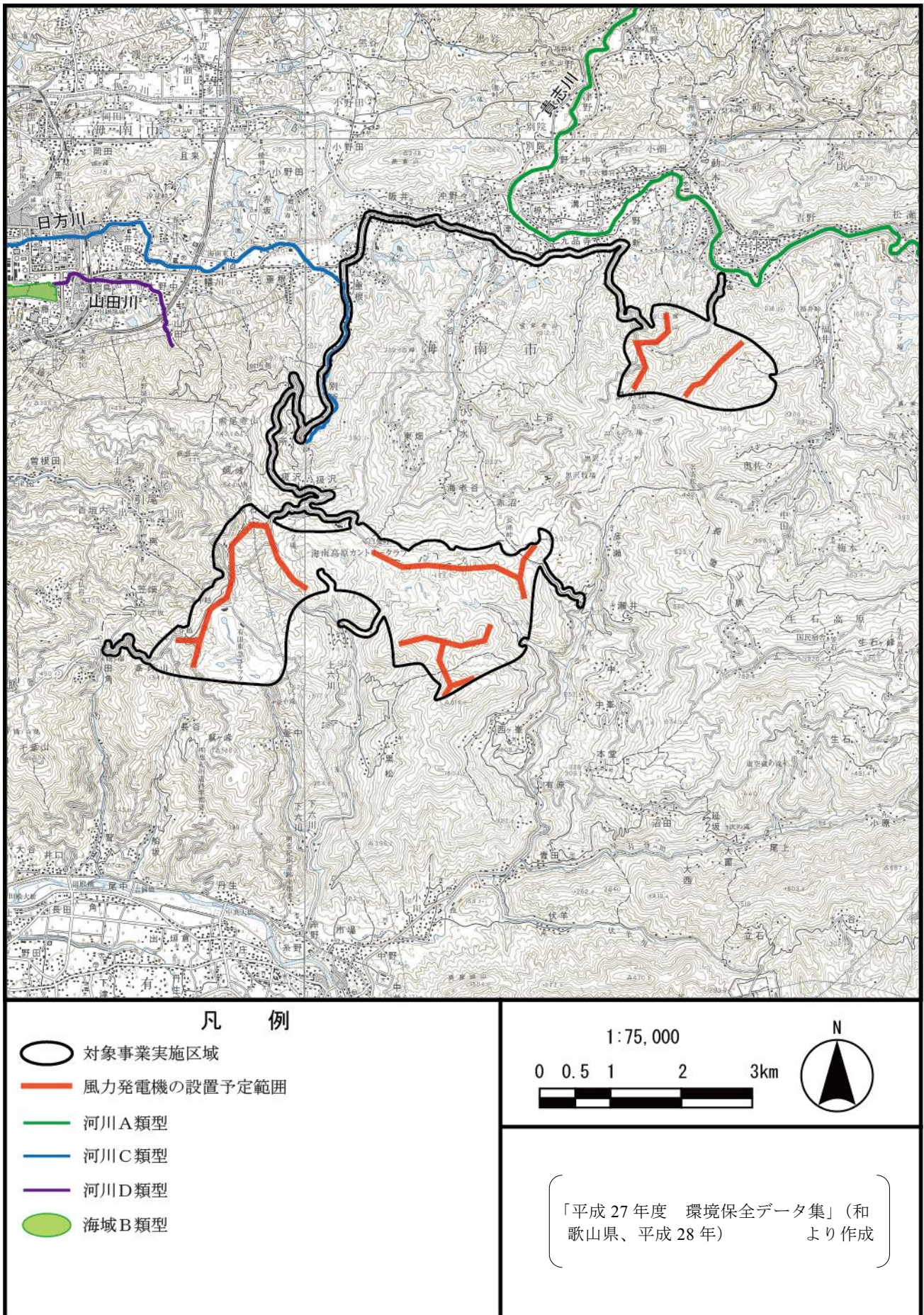
### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第 3.2-22 表のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第 3.2-23 表～第 3.2-25 表のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲において、第 3.2-14 図のとおり貴志川が河川 A 類型、日方川が河川 C 類型、山田川が河川 D 類型、海南海域が海域 B 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第 3.2-26 表のとおりすべての地下水について定められている。



第 3.2-14 図 水域の環境基準類型指定の状況

第 3.2-22 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-23 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-23 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成



第 3.2-24 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p>						

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、）  
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-24 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級 (特殊なものを除く.) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-24 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-24 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-25 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-25 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、  
最終改正：平成28年3月30日)より作成〕

第 3.2-25 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、  
最終改正：平成28年3月30日)より作成〕

第 3.2-25 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、  
最終改正：平成28年3月30日)より作成〕

第 3.2-26 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> <li>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)より作成

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第 3.2-27 表のとおりである。

第 3.2-27 表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日）より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は第 3.2-28 表のとおりである。

第 3.2-28 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

（「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」

（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）より作成



## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号、最終改正：平成 29 年 1 月 6 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、海南市は 3.5、ただし、新たに設置される特定施設については 1.75 とされている。有田川町及び紀美野町では 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

### ② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）及び「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は第 3.2-29 表～第 3.2-31 表のとおりである。

和歌山県においては、用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、海南市及び有田川町には規制地域が存在しており、対象事業実施区域の一部に指定地域がある。

第 3.2-29 表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
第 5 種区域	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	45 デシベル
上記以外の地域 県条例：第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

備考

1. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域及び第 5 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
  - (1) 第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域
  - (2) 第 2 種区域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域の存する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域
  - (3) 第 3 種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - (4) 第 4 種区域 工業地域及び工業専用地域
  - (5) 第 5 種区域 前各号に規定する区域以外の区域。ただし、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の区域については、他の区域について定められている排出基準を適用することができる。
2. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成 22 年和歌山県告示第 175 号）  
 「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）  
 「平成 25 年版 環境公害関係条例・規則集」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
 「平成 26 年度版海南市の環境白書」（海南市、平成 27 年）

より作成

第 3.2-30 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業日数	作業日
法	85 デシベル	午前 7 時から 翌午前 7 時	一日当り 10 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと
		午前 10 時から 翌午前 6 時	一日当り 14 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと
県条例	その他	午前 7 時から 翌午前 7 時	一日当り 10 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと

注：指定区域は次に掲げる区域である。

1. 第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域
2. 第 4 種区域のうち次に掲げる施設の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
  - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
  - (3) 医療（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」  
 （昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）  
 「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）  
 「平成 25 年版 環境公害関係条例・規則集」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
 「昭和 43 年厚生省建設省告示第 1 号の別表第 1 号に規定する区域の指定」  
 （平成 8 年和歌山県告示第 641 号）  
 「平成 26 年度版海南市の環境白書」（海南市、平成 27 年）

より作成

第 3.2-31 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		(6:00~22:00)	(22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から 15m、2 車線を越える道路の敷地境界線から 20m まで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

2. a 区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域及び第二種住居地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
 （平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）  
 「平成 12 年総理府令第 15 号備考の規定に基づく区域の指定」  
 （平成 22 年和歌山県告示第 179 号）  
 「平成 26 年度版海南市の環境白書」（海南市、平成 27 年）

より作成

### ③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）及び「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は第 3.2-32 表～第 3.2-34 表のとおりである。

和歌山県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、海南市及び有田川町には規制地域が存在しており、対象事業実施区域の一部に指定地域がある。

第 3.2-32 表 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前 8 時から午後 8 時まで	午後 8 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル
県条例	第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
	第 2 種区域	60 デシベル	55 デシベル

注：1. 第 1 種区域；第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域

第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

2. この表において、第 1 種区域（夜間を除く。）又は第 2 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）

「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）

「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準」（平成 22 年和歌山県告示第 176 号）

「平成 26 年度版海南市の環境白書」（海南市、平成 27 年）

より作成

第 3.2-33 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業日数	作業日
法	75 デシベル	午前 7 時から 翌午前 7 時	一日当り 10 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと
		午前 10 時から 翌午前 6 時	一日当り 14 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと
県条例	その他	午前 7 時から 翌午前 7 時	一日当り 10 時間	連続 6 日まで	日曜日 その他の休日 でないこと

注：指定区域は次に掲げる区域である。

- 第 1 種区域の全域並びに第 2 種区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- 第 2 種区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた工業地域及び工業専用地域の一部の区域で次に掲げる施設の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
  - 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
  - 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
  - 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
  - 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」

（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）

「振動規制法施行規則別表第 1 の付表第 1 号に規定する区域の指定」（平成 8 年和歌山県告示第 644 号）

「和歌山県公害防止条例」（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）

「平成 26 年度版海南市の環境白書」（海南市、平成 27 年）

より作成

第 3.2-34 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～20:00)	夜間 (20:00～8:00)
	第 1 種区域		65 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：1. 第 1 種区域

平成 22 年和歌山県告示第 176 号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準）第 1 項に定められた振動指定地域（以下「振動指定地域」という。）のうち、第 1 種区域として指定された区域

2. 第 2 種区域

振動指定地域のうち、第 2 種区域として指定された区域

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考第 1 項及び第 2 項に規定する区域及び時間の指定」（平成 8 年和歌山県告示第 645 号）

「平成 26 年度版海南市の環境白書」（海南市、平成 27 年）

より作成

#### ④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、生活環境 15 項目）が定められている（第 3.2-35 表）。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第 3.2-35 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日）より作成〕

第 3. 2-35 表 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (その他の項目)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業 (硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行 (昭和 49 年 12 月 1 日) の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※ 「環境大臣が定める湖沼」 昭和 60 年環境庁告示第 27 号 (窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼) 「環境大臣が定める海域」 平成 5 年環境庁告示第 67 号 (窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)</p>

〔「排水基準を定める省令」 (昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日) より作成〕

⑤ 悪臭

和歌山県では、和歌山市、海南市及び有田市の3市において、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号、最終改正：平成23年12月14日）に基づく規制地域の指定が行われている。海南市では「平成26年度版 海南市の環境白書」（海南市、平成27年）によると、市の全域について規制地域を指定しており、規制基準については第3.2-36表のとおりである。

また、規制地域以外の地域については、「和歌山県公害防止条例」（昭和46年条例第21号）に基づき、第3.2-37表及び第3.2-38表のとおり、工場・事業場の監視と指導が行われている。なお、本事業は特定施設に該当しない。

第3.2-36表(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線上）

(単位：ppm)

特定悪臭物質	地域の区分	
	第1地区	第2地区
アンモニア	2	1
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.02
硫化メチル	0.05	0.01
二硫化メチル	0.03	0.009
トリメチルアミン	0.02	0.005
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.009
イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
イソブタノール	4	0.9
酢酸エチル	7	3
メチルイソブチルケトン	3	1
トルエン	30	10
スチレン	0.8	0.4
キシレン	2	1
プロピオン酸	0.07	0.03
ノルマル酪酸	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
イソ吉草酸	0.004	0.001

注：1. 第1区域とは、都市計画法に基づき、都市計画区域について定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

2. 第2区域とは、第1区域以外の区域をいう。

3. 規制基準は、敷地境界線の地表における濃度である。

「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月30日総理府令第39号、最終改正：平成23年11月30日）

「平成26年度版 海南市の環境白書」（海南市、平成27年）より作成



### 第 3.2-36 表(2) 悪臭に係る規制基準（排水）

事業場から排出される排水に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。）の規制基準は、次の式により算出した排水中の濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

$C_{Lm}$ ：排水中濃度（mg/L）

k：下表の値

$C_m$ ：敷地境界線上における規制基準値（ppm）

（単位：ppm）

特定悪臭物質	流量 Q (m <sup>3</sup> /秒)		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

〔平成 26 年度版 海南市の環境白書〕（海南市、平成 27 年）より作成

### 第 3.2-37 表 悪臭に係る排出基準

和歌山県公害防止条例に基づく悪臭に係る排出基準

悪臭防止法第 3 条の規定により指定された規制地域以外の地域に係る悪臭の排出の基準は、工場又は事業場の周辺の人々の多数が著しく不快を感じずと認められる程度とする。

〔和歌山県公害防止条例〕（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）より作成

第 3.2-38 表 悪臭に係る特定施設

項	施設の種類	規模又は能力
1	飼料又は肥料（化学肥料を除く。）の製造及び配合の用に供するもの	
	(1)原料置場	置場の面積が 6.6 平方メートル以上であること。
	(2)蒸解施設	処理能力が 1 日当たり 500 キログラム以上であること。
	(3)乾燥施設	処理能力が 1 日当たり 250 キログラム以上であること。
2	鶏ふんの処理の用に供するもの	
	(1)乾燥施設	指定区域内で鶏ふんを乾燥するものであること。
3	動物の飼料又は収容の用に供するもの	
	(1)飼料調理施設（加熱処理をするものに限る。）	豚（生後 6 箇月未満のものを除く）50 頭以上又は鶏（30 日未満のひなを除く。）5,000 羽以上の飼料を加熱するものであること。
4	酵素剤の製造の用に供するもの	
	(1)乾燥施設	1 回の乾燥仕上量の能力が 200 キログラム以上であること。
5	アクリル樹脂の製造若しくは加工の用に供するもの	
	(1)貯蔵施設	収容能力が 500 リットル以上であること。
6	塗装の用に供するもの	
	(1)吹付施設	塗料並びに溶剤の使用量が 1 時間当たり 3 リットル以上であること。
7	その他知事が必要と認めて指定する悪臭を発生する施設	
備考		
次に掲げるものを除く。		
(1) 実験の用に供するもの（ただし、工業化のためのテストプラントを除く。）		
(2) 移動式のもの		
(3) 悪臭防止法第 3 条の規定により指定された規制地域内に設置されるもの		

注：指定区域とは、「化製場等に関する法律」（昭和 23 年法律第 140 号）第 9 条第 1 項の規定により知事が指定する区域。

〔和歌山県公害防止条例（昭和 46 年和歌山県条例第 21 号）より作成〕

## ⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく区域の指定に係る基準は第 3.2-39 表のとおりである。平成 29 年 3 月 28 日現在、海南市において、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」の指定があるが、「形質変更時要届出区域」の指定はない。紀美野町において「要措置区域」の指定はないが、「形質変更時要届出区域」の指定がある。有田川町においては指定された区域はない。

和歌山県において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2-39 表(1) 区域の指定に係る基準  
(土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日）より作成〕

第 3.2-39 表(2) 区域の指定に係る基準  
(土壌含有量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、  
最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)より作成

### ⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、「平成 27 年度 全国の地盤沈下地域の概況」(環境省 水・大気環境局、平成 28 年)によると、和歌山県において、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日)に基づく規制地域の指定はない。

また、海南市、有田川町及び紀美野町において、条例等で地下水採取規制はなされていない。

### ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：平成 29 年 6 月 16 日)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

### ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 28 年 5 月 27 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：平成 27 年 9 月 9 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。また、和歌山県では、「和歌山県地球温暖化対策条例」（平成 19 年和歌山県条例第 16 号）に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画書の作成、提出を義務付けている。

### (3) その他の環境保全計画等

#### ① 和歌山県環境基本条例

和歌山県の環境行政の基本的方向については、「和歌山県環境基本条例」（平成 9 年和歌山県条例第 41 号）において定められている。

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

また、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実行するために、第 3.2-40 表のとおり、環境の保全についての基本理念が定められている。

第 3.2-40 表 環境の保全についての基本理念

基本理念	
1	環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境を将来にわたって維持するように適切に行われなければならない。
2	環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持するとともに、環境に適切に働きかけ、その賢明な利用を図りながら、自然と人との豊かな触れ合いを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように適切に行われなければならない。
3	環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障を未然に防ぐことを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
4	地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

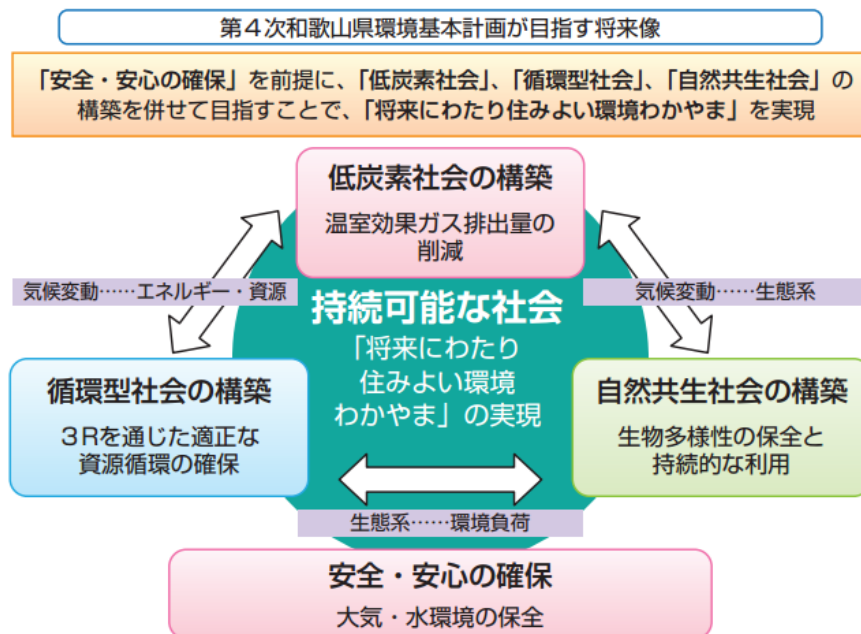
〔「和歌山環境基本条例」（平成 9 年和歌山県条例第 41 号）より作成〕

#### ② 和歌山県環境基本計画

「和歌山県環境基本計画」は、「和歌山県環境基本条例」（平成 9 年和歌山県条例第 41 号）に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、計画の基本的考え方や長期的な目標、その実現に向けた施策展開のあり方などを示す計画として平成 12 年に第 1 次、平成 17 年に第 2 次、平成 23 年に第 3 次環境基本計画が策定された。一方で、個別法令等に基づき分野別の計画が策定され、それぞれの分野での取組が進められている状況を受け、「取組の必要性と目指す方向」と「分野別の計画との役割分担」を明確にするために、平成 28 年 3 月に「第 4 次和歌山県環境基本計画」（以下「本計画」という。）が策定されている。

本計画においては、和歌山県が目指す環境の将来像として、「健全で恵み豊かな本県の環境が保全されるとともに、それらを通じて県民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来の世代にも継承することができる社会～持続可能な社会『将来にわたり住みよい環境わかやま』～」が掲げられており、その実現のため、第 3.2-15 図のとおり、「安全・安心の確保」を前提に「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」及

び「自然共生社会の構築」への取組が一体的に進められており、計画期間は平成28年4月から平成33年3月としている。環境基本計画と各分野別計画の関係は第3.2-41表のとおりである。



〔「第4次和歌山県環境基本計画」（和歌山県、平成28年）より引用〕

第3.2-15図 「第4次和歌山県環境基本計画」が目指す将来像

第3.2-41表 第4次和歌山県環境基本計画と各分野別計画の関係

分野	分野別計画
低炭素社会の構築	地球温暖化対策実行計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>県の温室効果ガスの削減目標（平成25年度比） 平成32年度に▲9%の水準、平成42年度に▲20%の水準）</li> <li>全体目標達成のための「産業」、「運輸」、「民生家庭」、「民生業務」の部門ごとに削減目安を記載</li> <li>事業者としての県の削減目標（平成25年度比） 平成32年度に6%以上の削減、平成42年に14%以上の削減</li> </ul>
循環型社会の構築	第4次廃棄物処理計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に係る4つの課題（「一般廃棄物の排出量の多さと再生利用率の低さ」、「廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存」、「依然として無くない不法投棄等」、「災害廃棄物への対応」）を掲げ、循環型社会の構築に向けた各種取り組みや数値目標を設定</li> </ul>
自然共生社会の構築	生物多様性と和歌山戦略 <ul style="list-style-type: none"> <li>3つのレベル（「生態系」「種」「遺伝子」）、4つの生態系サービス（「供給」「調整」「文化的」「基盤」）、4つの危機（「開発・乱獲」「縮小・撤退」「外来種・化学物質」「地球環境」）に整理</li> <li>紀の川、有田川、日高川、富田川・日置川、古座川、熊野川の流域を基本とした区域ごとの森林、里地、河川・湖沼、里海の現況を分析し、森里川海の連携を目指した具体的取組を記載</li> <li>7つの基本戦略            ①多様性に貴重な天然林の保護・保全 ②人工林の適切な管理の推進 ③保全と活用のバランスに配慮した里地・里山の保全 ④外来生物の持ち込み防止対策 ⑤野生鳥獣の適正管理 ⑥生物多様性への意識の醸成 ⑦多様な主体の連携</li> </ul>

〔「第4次和歌山県環境基本計画の策定について」（和歌山県HP、閲覧：平成30年2月）より作成〕

### ③ 海南市総合計画

海南市では、平成19年3月に「第1次海南市総合計画」が策定された。将来像としては「元気 ふれあい 安心のまち 海南」が掲げられている。計画期間は平成19～28年度であり、平成24年3月には、平成19～23年度を期間とした前期計画が見直され、平成24～28年度を計画期間とした後期基本計画が策定された。現在は、「第2次海南市総合計画」について審議がなされている。施策の体系は第3.2-42表のとおりである。

第3.2-42表 施策の体系（海南市）

将来像	政策目標	基本施策
元気 ふれあい 安心のまち 海南	都市基盤が整い、 快適で住みやすいまち	○国・県道の整備促進 ○生活道路の整備・改良 ○公共交通機関の充実 ○快適な住環境の整備充実 ○安全な水の安定供給体制の確立 ○生活排水処理の充実 ○河川等の整備 ○有効な土地利用の推進
	産業が盛んで、活気が あるまち	○農業の振興 ○水産業の振興 ○商工業の振興 ○港湾の整備 ○観光の振興 ○企業誘致の推進 ○雇用・労働環境の改善
	人と自然が調和し、 環境を大切にしている まち	○良好な自然環境の保全 ○市民の環境美化活動の推進 ○循環型社会の構築
	心やさしい人が育ち、 ふれあいがあるまち	○幼児教育の充実 ○義務教育の充実 ○高等学校教育の充実 ○青少年の健全育成 ○生涯学習の振興 ○文化の振興 ○スポーツ・レクリエーション活動の推進 ○人権尊重の推進 ○男女共同参画の推進 ○市民活動の推進
	誰もが安心して いきいきと 暮らしているまち	○医療体制の充実 ○市民病院の充実 ○健康づくりの推進 ○障害者福祉の充実 ○高齢者福祉の充実 ○地域福祉社会の形成 ○社会保障制度の充実 ○子育てを支える環境づくり ○健やかに生み育てる環境づくり
	誰もが安全に不安なく 生活しているまち	○防災体制の充実 ○市民防災力・地域防災力の強化 ○防犯・消費者保護対策の推進 ○交通安全対策の充実 ○消防力の強化
	市民とともに歩む 効率的な行財政運営に 取り組みます	○協働のまちづくりの推進 ○開かれた市政・情報の共有 ○効率的な行政運営 ○健全な財政運営

〔第1次海南市総合計画 後期基本計画〕（海南市、平成24年）より作成



#### ④ 有田川町長期総合計画

有田川町では「人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」を将来像として掲げ、平成29年3月に「第2次有田川町長期総合計画」が策定された。計画期間は平成29～38年度の10年間とし、前期は平成29～33年度の5年間である。平成34～38年度を計画期間とする後期計画において、基本計画の見直し・修正を行うこととしている。施策の体系は第3.2-43表のとおりである。

第3.2-43表 施策の体系（有田川町）

将来像	政策目標	施策
人が集い、 想いを紡ぎ、 新しい流れをつくるまち	誰もが生き生きと暮らせる 福祉社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者福祉の充実</li> <li>○障害者（児）福祉の充実</li> <li>○地域福祉の充実</li> <li>○健康の保持・増進</li> <li>○地域医療体制の充実</li> <li>○子どもを産み育てやすい環境づくり</li> </ul>
	地域の特性を 活かした産業・観光の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業の振興—農業基盤の強化</li> <li>○農業の振興—販売・流通の促進</li> <li>○林業の振興</li> <li>○商工業の振興</li> <li>○観光業の振興</li> <li>○交流の促進と定住支援</li> </ul>
	自然と共生し、快適に暮らせる 生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境の保全とクリーンエネルギーの活用</li> <li>○循環型社会の構築</li> <li>○住環境の整備</li> <li>○上下水道の整備</li> <li>○市街地の整備とまちなみの形成</li> <li>○交通基盤整備の充実</li> </ul>
	可能性を伸ばしまちを豊かにする 教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防救急体制の整備</li> <li>○防災体制の整備</li> <li>○安心・安全な暮らしづくり</li> <li>○子育てしやすい環境づくり</li> <li>○学校教育の充実</li> <li>○教育環境の充実</li> <li>○青少年の健全育成</li> <li>○社会教育の推進</li> <li>○絵本のまちづくりの推進</li> <li>○人権の尊重</li> <li>○男女共同参画の推進</li> <li>○歴史・文化遺産の保存と活用</li> <li>○芸術文化活動の振興</li> <li>○生涯スポーツの振興</li> </ul>
	住民参加とさまざまな交流により 開かれたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民参加の推進</li> <li>○地域交流の推進</li> <li>○国際交流の推進</li> <li>○住民サービスの向上</li> <li>○行財政運営の効率化</li> </ul>

〔「第2次有田川町長期総合計画」（有田川町、平成29年）より作成〕

⑤ 紀美野町長期総合計画

紀美野町では、「空・山・川のふれあいのある美しいふるさと」を将来像とした「第1次紀美野町長期総合計画」を、平成19年3月に策定している。

平成29年3月には新たに「第2次紀美野町長期総合計画」を策定し、計画期間を平成29～38年度の10年間として、5年が経過した時点で基本計画を見直すものとしている。計画の体系は第3.2-44表のとおりである。

第3.2-44表 施策の体系（紀美野町）

将来像	基本方針	施策
空・山・川のふれあいのある美しいふるさとと住民活力でつくるまちづくり	みんなでつくるまちづくり (住民協働と行政改革)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域協働のまちづくりの体制整備</li> <li>○ まちづくり協働活動の促進</li> <li>○ 住民の相互交流の促進</li> <li>○ 町外との交流と町のPRの充実</li> <li>○ 行政運営の効率化</li> <li>○ 行政事務の改善</li> </ul>
	子育て・教育のまちづくり (子育て支援・生涯学習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児支援事業の充実</li> <li>○ 子育て支援環境の整備</li> <li>○ 学校教育環境の充実</li> <li>○ 教育内容の充実</li> <li>○ 生涯学習支援体制の整備</li> <li>○ 生涯学習施設の整備</li> </ul>
	福祉の充実したまちづくり (健康・福祉)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健事業の推進</li> <li>○ 健康づくり活動の促進</li> <li>○ 介護保険サービスの充実</li> <li>○ 介護予防と在宅福祉対策の推進</li> <li>○ 早期発見と早期支援の体制整備</li> <li>○ 障害福祉サービスの拡充</li> <li>○ 地域福祉推進体制の強化</li> </ul>
	安心・安全で住み良いまちづくり (生活基盤・防災)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路網の整備と管理</li> <li>○ 公共交通の確保と利便性の向上</li> <li>○ 住宅・宅地の整備</li> <li>○ 持続可能な水道事業の運営</li> <li>○ 災害に強いまちづくり</li> <li>○ 消防・救急・救助体制の充実</li> </ul>
	活力ある産業のまちづくり (産業振興・観光)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中山間地域農業の生産性向上</li> <li>○ 農林業基盤を生かした観光交流の促進</li> <li>○ 豊かな森林資源の利用促進</li> <li>○ 商工業の育成</li> <li>○ 観光交流事業の推進</li> <li>○ 内発型産業の育成</li> <li>○ 雇用・就労の場の確保</li> </ul>

〔「第2次紀美野町長期総合計画」(紀美野町、平成29年)より作成〕

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）に基づく自然公園の指定状況は、第 3.2-45 表及び第 3.2-16 図のとおりであり、「生石高原県立自然公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

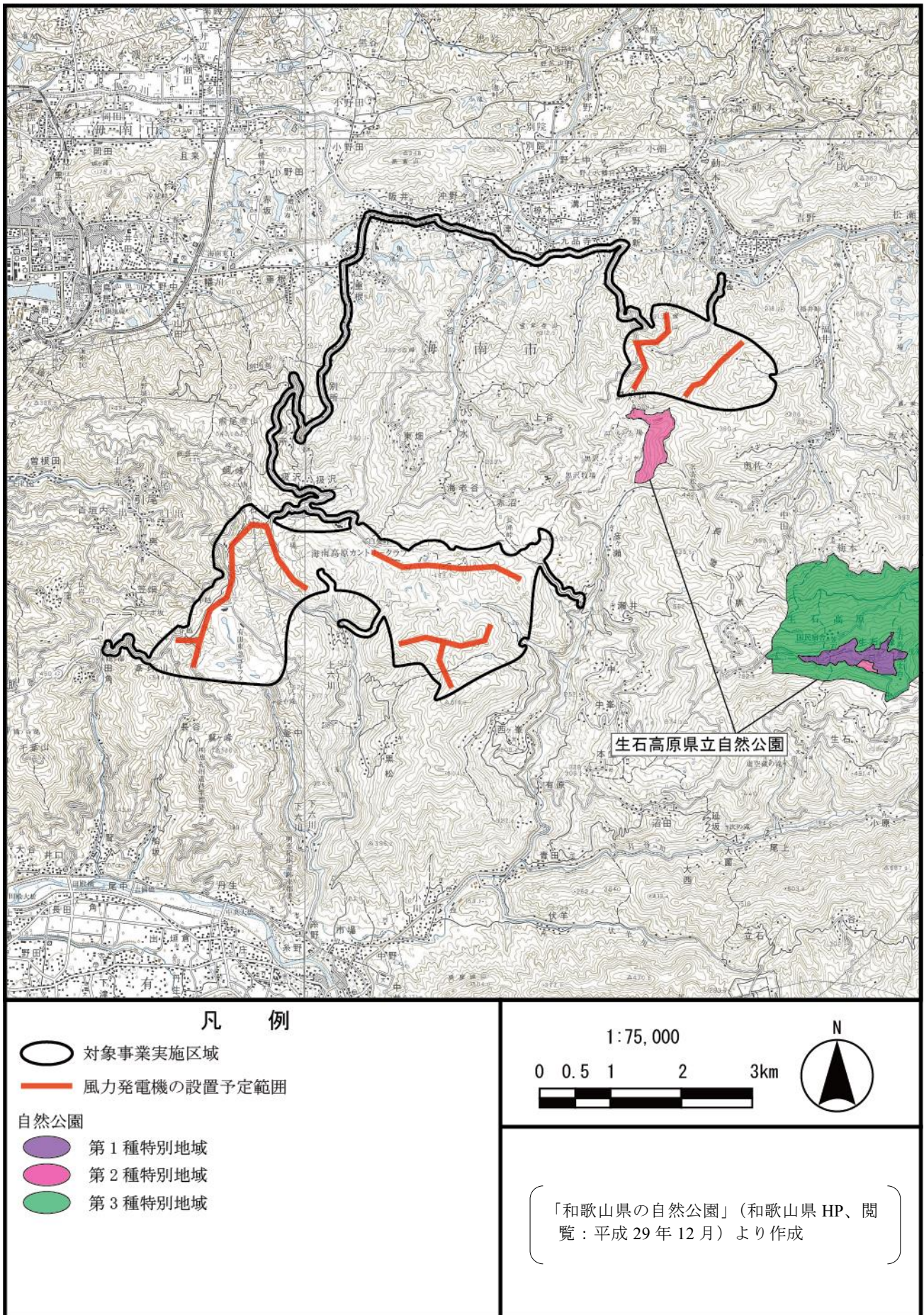
第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

第 3.2-45 表 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積	概要	関係市町村
生石高原県立 自然公園 (昭和 30 年 2 月 5 日)	426ha	ススキ群落が広がる生石高原は、関西有数の規模を誇り、山頂からは四国、淡路島や護摩檀山等の紀州の峰々の眺めを楽しむことができ、またハイキングやキャンプなどの利用も盛んである。ススキ草原の維持のため、NPO や地元町により刈り取りや山焼きなどの自然環境保全活動が積極的に行われており、3 月には山焼きも行われる。箕六弁財天社には樹齢 500 年とされるカツラの巨木がみられ、県の天然記念物に指定されている。沼地は、淡水の自然沼として優れた地形・地質景観を持ち、環境省の「重要湿地 500」に選定される。	有田川町、 紀美野町

〔「和歌山県の自然公園」（和歌山県 HP、閲覧：平成 29 年 12 月）より作成〕



第 3.2-16 図 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号、最終改正：平成26年6月13日)に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)の第11条2の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

「都市緑地法」(昭和48年法律第72号、最終改正：平成29年5月12日)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区について、対象事業実施区域及びその周囲に区域はない(「和歌山県地理情報システム」、和歌山県HP、閲覧：平成29年12月)。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号、最終改正：平成27年3月31日)に基づく鳥獣保護区については、第3.2-46表及び第3.2-17図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に鳥獣保護区が分布している。

第3.2-46表 鳥獣保護区の指定状況

名称	区分	面積 (ha)	期限
境原鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	39	平成32年10月31日
海南市民の森鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	8	平成32年10月31日
亀池鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	136	平成30年10月31日
雨の森鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	43.5	平成36年10月31日
生石山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	160	平成37年10月31日
楠本鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	140	平成38年10月31日
南生石鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	180	平成30年10月31日
有田川鳥獣保護区	集団渡来地	790	平成30年10月31日

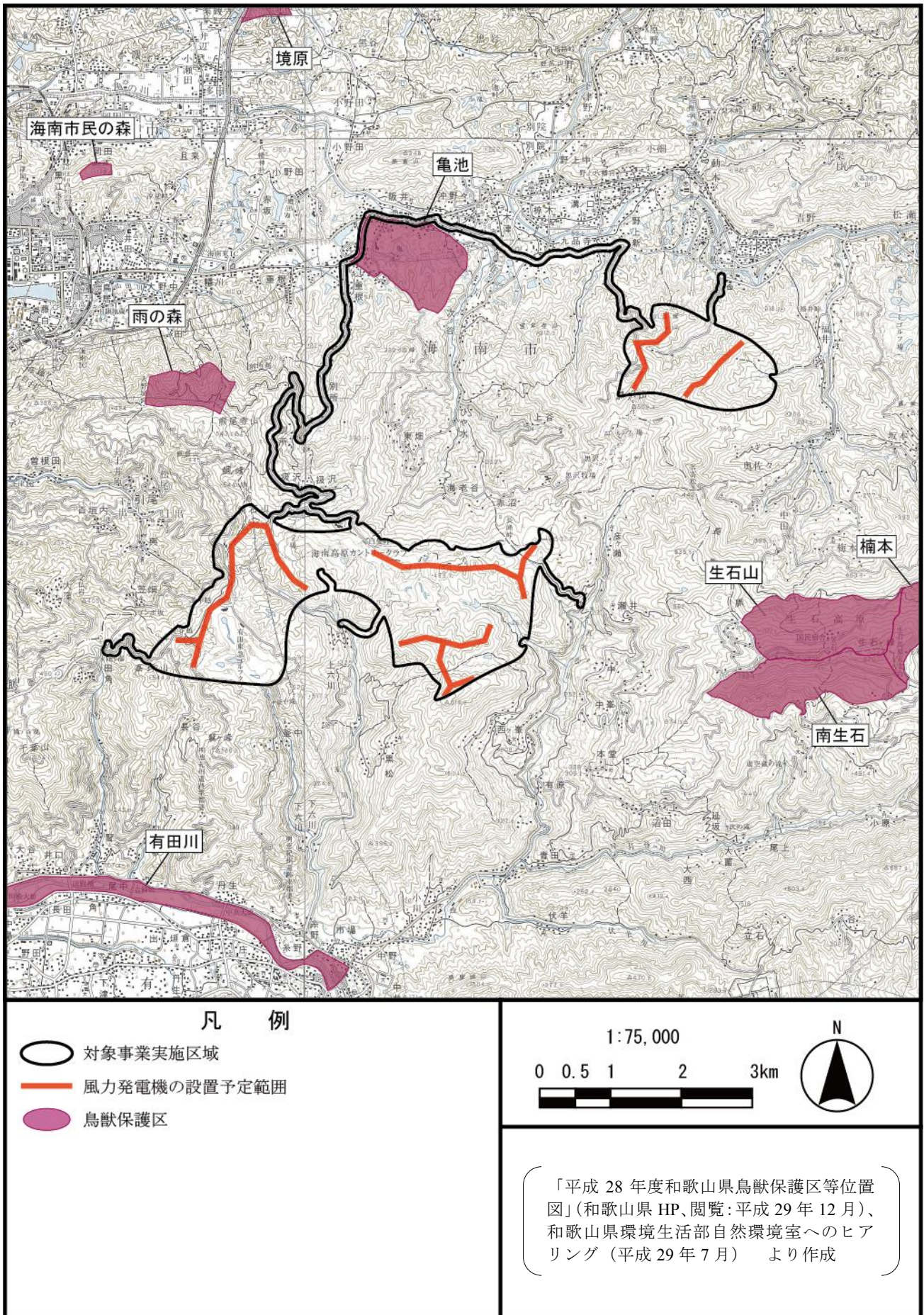
「平成28年度和歌山県鳥獣保護区等位置図」(和歌山県HP、閲覧：平成29年12月)  
和歌山県環境生活部自然環境室へのヒアリング(平成29年7月)より作成

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の区域はない。



第 3.2-17 図 鳥獣保護区等の指定状況

## (2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における文化財保護法（昭和25年法律第214号、最終改正：平成26年6月13日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は第3.2-47表及び第3.2-18図のとおりである。対象事業実施区域には史跡・名勝・天然記念物は存在していない。

また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第3.2-48表及び第3.2-19図のとおりである。

第3.2-47表 対象事業実施区域及びその周囲における  
史跡・名勝・天然記念物

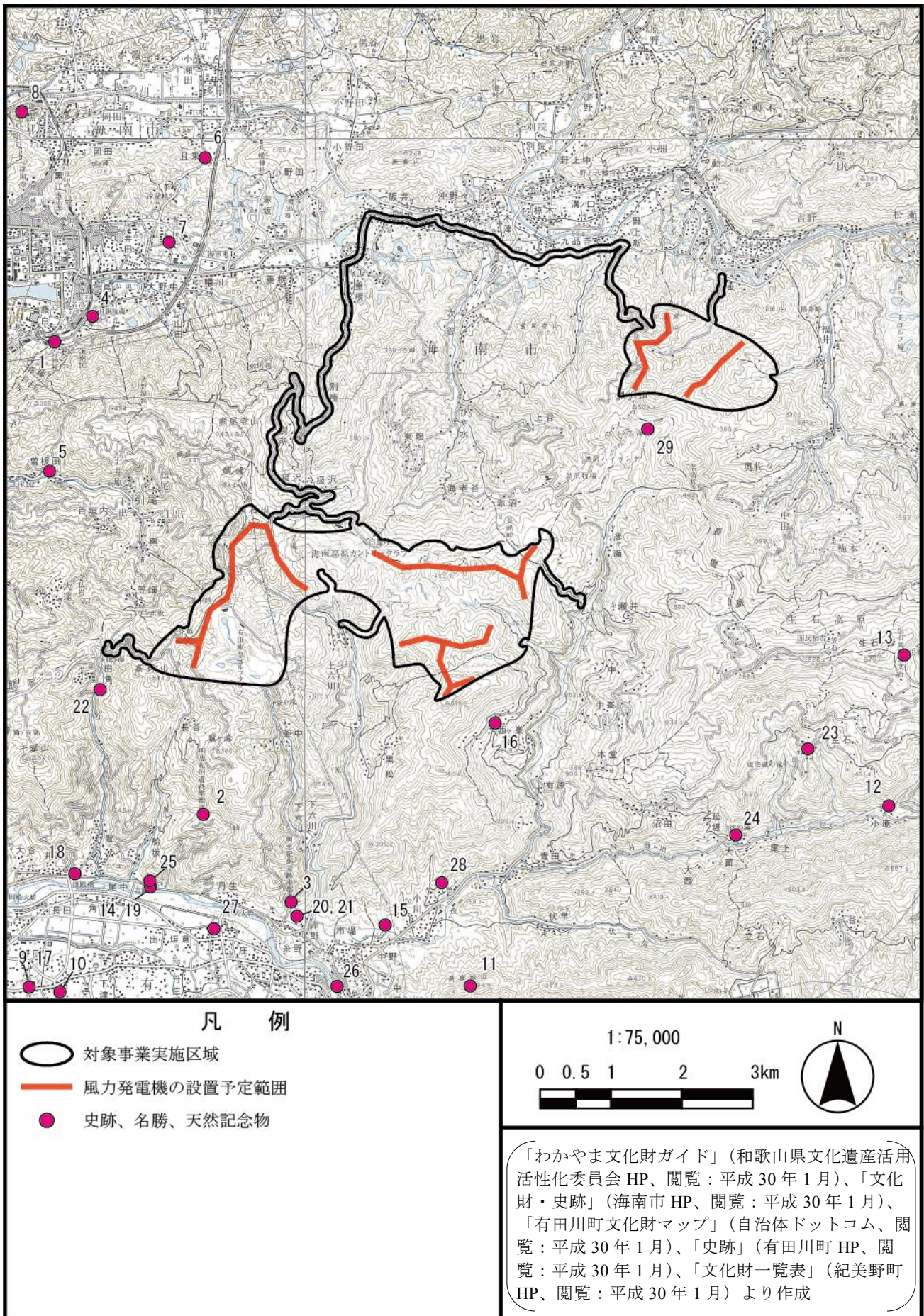
指定区分	種類	番号	名称	所在地	
国	史跡	1	藤白王子跡（熊野参詣道 紀伊路）	海南市藤白	
		2	明恵紀州遺跡卒都婆（神谷遺跡）	有田川町大字船坂	
		3	明恵紀州遺跡卒都婆（糸野遺跡）	有田川町大字糸野	
県	史跡	4	祓戸王子跡	海南市鳥居	
		5	明秀上人廟所	海南市下津町曾根田	
		6	松阪王子跡	海南市且来	
		7	松代王子跡	海南市大野中	
		8	室山古墳	海南市黒江	
		9	泣沢女の古墳	有田川町天満	
		10	宗祇法師屋敷跡	有田川町下津野	
		11	鳥屋城址	有田川町中井原	
		12	東大谷経塚遺跡	有田川町東大谷	
		天然記念物	13	生石神社社叢	有田川町楠本
			14	田殿丹生神社夏瀬の森のクスノキ	有田川町船坂
			15	檜の老樹	有田川町小川
16	浄土寺のクス		有田川町西ヶ峯		
17	藤並神社のイチイガシ		有田川町天満		
町	史跡	18	内崎山明恵遺跡	有田川町井口	
		19	夏瀬の森	有田川町出	
		20	旧成道寺跡礎石	有田川町糸野	
		21	湯浅宗光屋敷跡	有田川町糸野	
	名勝	22	姥ヶ滝	有田川町田角	
		23	虚空蔵滝	有田川町生石	
		24	次の滝	有田川町延坂	
	天然記念物	25	田殿丹生神社のカンザブロウノキ群生	有田川町出	
		26	金屋橋畔のムク	有田川町金屋	
		27	西光寺のクロマツ	有田川町庄	
		28	薬王寺のホルト	有田川町小川	
		29	沼ノ池とカキツバタの群生	有田川町彦ヶ瀬	

注：1. 表中の番号は、第3.2-18図中の番号に対応する。

2. 和歌山県内で主にみられる国指定の天然記念物として、オオサンショウウオ、カモシカ、紀州犬、ヤマネが指定されているが、地域を定めずに指定したものであり、表中に含めていない。

「わかやま文化財ガイド」（和歌山県文化遺産活用活性化委員会 HP、閲覧：平成30年1月）、「文化財・史跡」（海南市 HP、閲覧：平成30年1月）、「有田川町文化財マップ」（自治体ドットコム、閲覧：平成30年1月）、「史跡」（有田川町 HP、閲覧：平成30年1月）、「文化財一覧表」（紀美野町 HP、閲覧：平成30年1月）より作成





第 3.2-18 図 史跡・名勝・天然記念物の状況

第 3.2-48 表(1) 対象事業実施区域近傍における周知の埋蔵文化財

No.	遺跡名	所在地	種別	時代	遺跡概況
1	鳥居遺跡	海南省鳥居	散布地	縄文	縄文土器、石鏃、土偶
2	祓戸王子跡	海南省北浦	王子跡	平安	—
3	細工谷遺跡	海南省大野中	散布地	縄文	石鏃、サヌカイト
4	菩提寺王子跡	海南省大野中	王子跡	平安	—
5	松代王子跡	海南省大野中	王子跡	平安	—
6	大野中遺跡	海南省大野中	散布地	縄文～弥生	縄文土器、弥生土器
7	地藏寺山古墳	海南省井田	古墳	古墳	円墳、横穴式石室、須恵器
8	海南第二中学校校庭遺跡	海南省日方	散布地	弥生	弥生土器
9	奥の谷遺跡	海南省日方	散布地	奈良～平安	須恵器、自然遺物、貝類
10	奥の谷古墳	海南省日方	古墳	古墳	古墳
11	赤坂大池遺跡	海南省大野中	散布地	縄文	石鏃、サヌカイト
12	内池遺跡	海南省大野中	散布地	縄文	石鏃、サヌカイト
13	内池窯跡	海南省大野中	窯跡	古墳～奈良	窖窯、須恵器
14	鱈田池遺跡	海南省重根	散布地	縄文	石鏃
15	田津原遺跡	海南省重根	散布地	弥生	高地性遺跡、石庖丁
16	願成寺経塚	海南省別所	経塚	平安～鎌倉	—
17	竜部池遺跡	海南省阪井	散布地	縄文	石鏃、サヌカイト
18	亀池遺跡	海南省阪井	散布地	縄文	石鏃、石匙
19	次ヶ谷遺跡	海南省次ヶ谷	散布地	縄文	縄文土器、石器（晩期）
20	西尾崎遺跡	海南省九品寺	散布地	縄文	石鏃、サヌカイト
21	西尾崎東遺跡	海南省九品寺	散布地	縄文	石鏃、サヌカイト
22	溝ノ口遺跡	海南省溝ノ口	集落跡	縄文	竪穴住居、甕棺墓、縄文土器、石器、弥生土器
23	野上中南遺跡	海南省野上中	集落跡	弥生・中世	竪穴住居跡（円・方）、弥生土器、サヌカイト片、須恵器、石鏃
24	野上中遺跡	海南省野上中	散布地	弥生～古墳	—
25	柿本神社古墳	海南省日方	古墳	古墳	横穴式石室
26	大野城跡	海南省大野中、鳥居	城館跡	中世	土塁、堀切、堅堀、郭
27	坂東山古墳群	海南省日方	古墳群	古墳	2基
28	木津遺跡	海南省木津	寺院跡	室町	瓦
29	幡川遺跡	海南省幡川	散布地	弥生～古墳	弥生土器、土師器
30	神田城跡	海南省日方神田	城館跡	中世	空堀
31	あはへの城跡	海南省井田	城館跡	中世	—
32	春日山城跡	海南省大野中	城館跡	中世	—
33	東畑城跡	海南省東畑	城館跡	中世	土塁、郭
34	九品寺城跡	海南省九品寺	城館跡	中世	空堀、郭
35	藤田屋敷跡	海南省幡川	城館跡	中世	—
36	岡殿屋敷跡	海南省沖野々	城館跡	中世	—
37	山名氏土居跡	海南省大野中	城館跡	中世	—
38	箕浦右衛門佐屋敷跡	海南省大野中	城館跡	中世	—
39	宇野辺屋敷跡	海南省大野中	城館跡	中世	—
40	鈴木屋敷跡	海南省藤白	城館跡	中世	—
41	三上屋敷跡	海南省鳥居	城館跡	中世	—
42	稲井屋敷跡	海南省名高	城館跡	中世	—
43	中山屋敷跡	海南省大野中	城館跡	中世	—
44	今市仮城跡	海南省日方	城館跡	中世	—

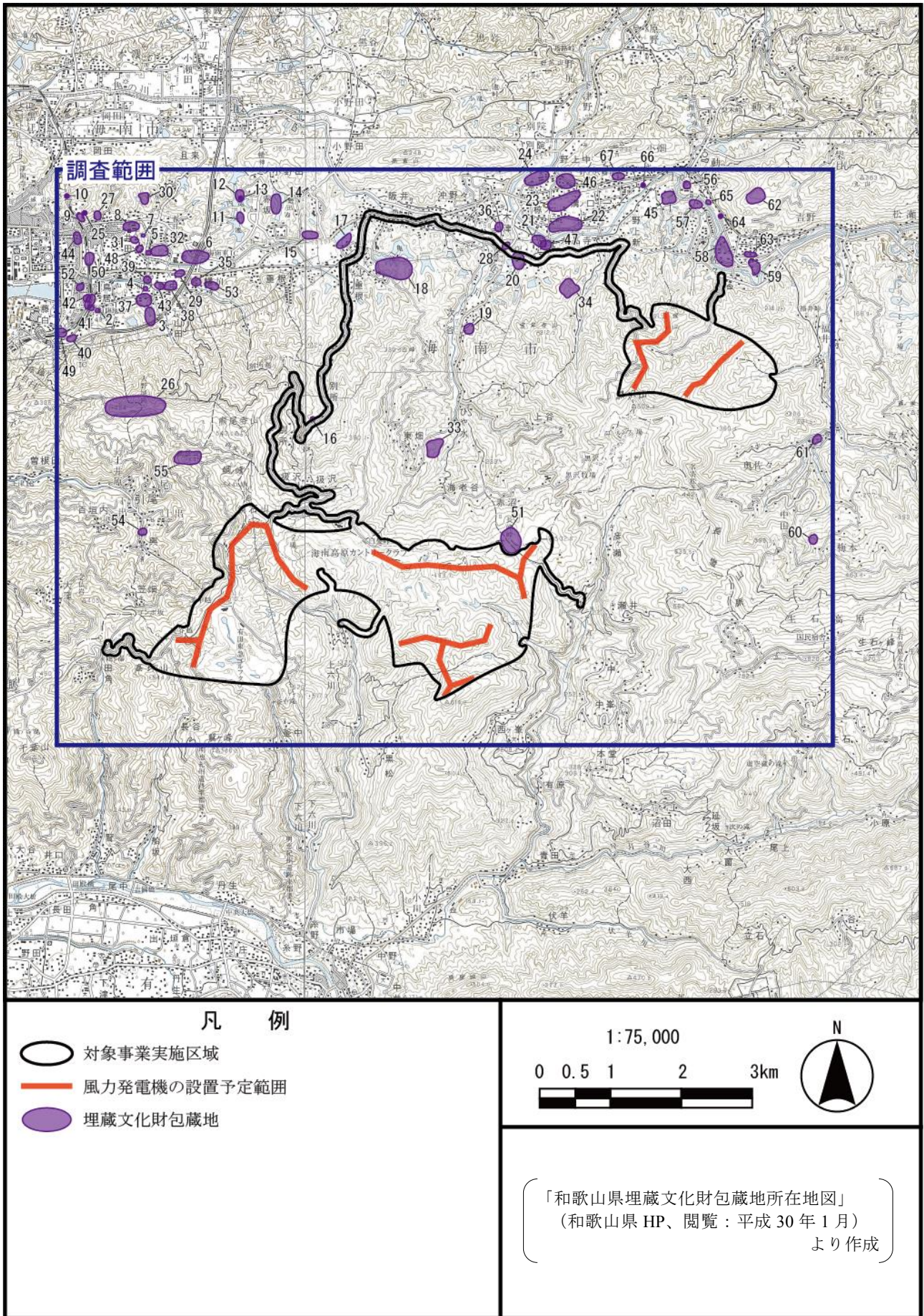
第 3.2-48 表 (2) 対象事業実施区域近傍における周知の埋蔵文化財

No.	遺跡名	所在地	種別	時代	遺跡概況
45	新村城跡	海南省野上新	城館跡	中世	—
46	中殿土居跡	海南省野上中	城館跡	中世	—
47	土居跡	海南省九品寺	城館跡	中世	—
48	井口屋敷跡	海南省井田	城館跡	中世	—
49	坂本屋敷跡	海南省藤白	城館跡	中世	—
50	名高砦跡	海南省名高	城館跡	中世	—
51	長峰山城跡	海南省赤沼	砦跡	中世	土塁
52	名高遺跡	海南省名高	散布地	中世	土師器、須恵器、陶磁器
53	禅林寺坊院跡	海南省幡川	寺院跡	中世	土師器、須恵器、陶磁器、瓦
54	立神社祭祀遺跡	海南省引尾	祭祀跡		立神社境内、2つの巨岩が御神体となっている
55	飯盛山城跡	海南省引尾	城館跡	中世	堀切
56	坊の原寺院	紀美野町動木	寺院跡	鎌倉	瓦
57	平東遺跡	紀美野町動木	散布地	縄文	石鏃、サヌカイト、縄文土器
58	下佐々Ⅰ遺跡	紀美野町下佐々	散布地	縄文	西ノ窪遺跡ともいう。石斧、磨石、サヌカイト、削器、縄文土器（早期、後期）、弥生土器（後期）、古式土師器、瓦器
59	下佐々Ⅲ遺跡	紀美野町下佐々	散布地	縄文、古代～中世	飛ノ瀬遺跡ともいう。柱穴、石鏃、サヌカイト、縄文土器（後晩期）、瓦器、土師器、土錘
60	中田遺跡	紀美野町中田	散布地	室町	瓦器
61	梅本屋敷跡	紀美野町小川	屋敷跡	中世	—
62	中ノ城跡	紀美野町下佐々	城館跡	中世	曲輪、空濠、土塁
63	蓮華寺遺跡	紀美野町下佐々	寺院跡	中世	軒平瓦片
64	西下柄谷遺跡	紀美野町下佐々	出土地	縄文	緑色片岩製磨製石刀の頭部片
65	瀬ノ上遺跡	紀美野町動木	出土地	旧石器	サヌカイト横長大型剥片
66	白岩橋遺跡	紀美野町小畑	出土地	古墳	はそう
67	野上八幡宮遺跡	紀美野町小畑	社寺跡	中世	軒丸瓦、軒平瓦、土師器

注：1. 「—」は出典に記載がないことを示す。

2. 表中の番号は、第 3.2-19 図中の番号に対応する。

〔「和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図」（和歌山県 HP、閲覧：平成 30 年 1 月）より作成〕



第 3.2-19 図 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域について、景観行政団体である有田川町は町内全域を景観計画区域に指定している他、海南市及び紀美野町は和歌山県の景観計画区域に指定されている。

#### ② 風致地区

海南市、有田川町及び紀美野町には「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）により指定された風致地区は存在しない。

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく保安林の指定状況は第 3.2-20 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に保安林が存在している。

#### ② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は第 3.2-21 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に砂防指定地が存在している。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

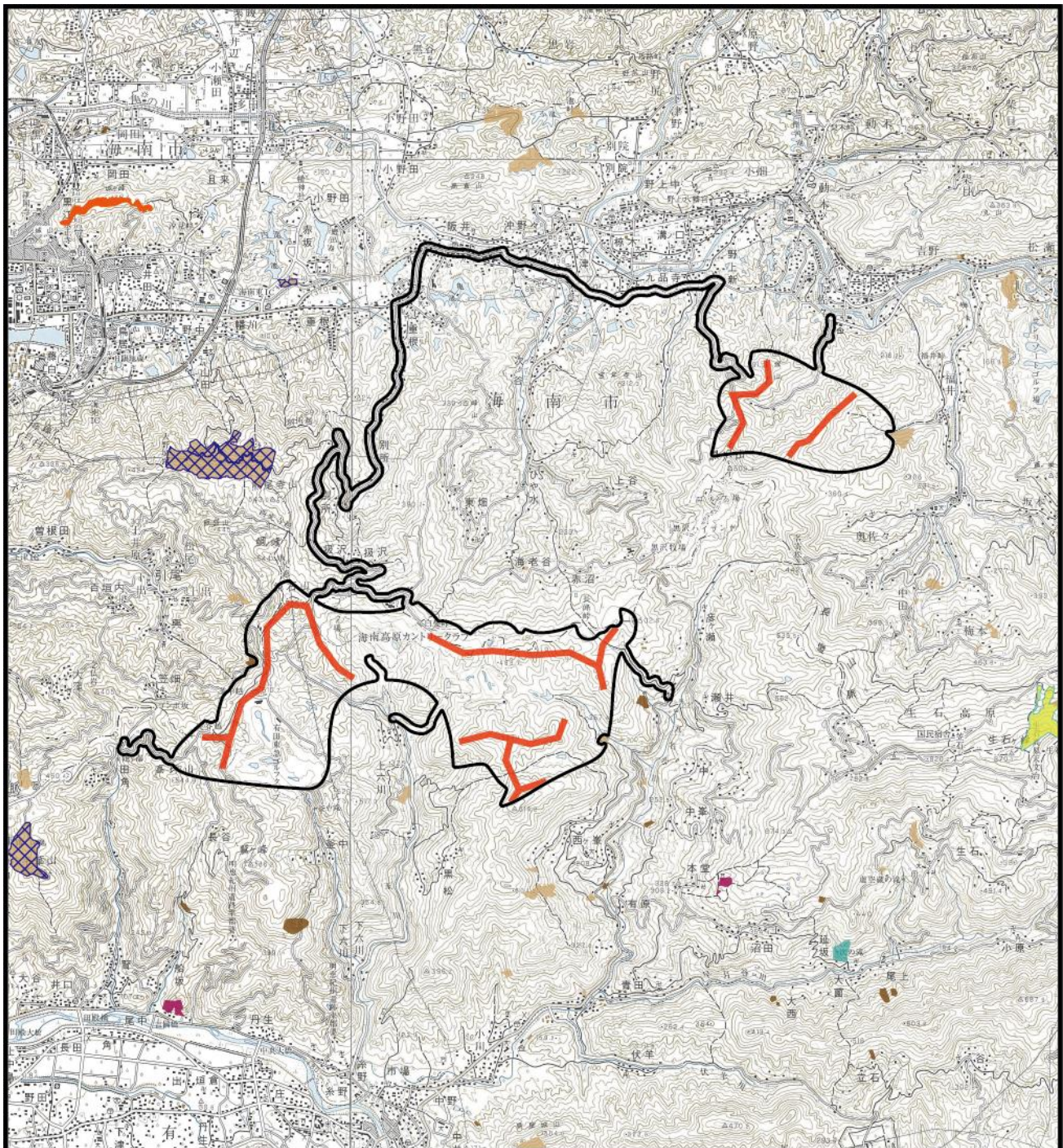
対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第 3.2-21 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

#### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域










対象事業実施区域及びその周囲に「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は第 3.2-21 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に地すべり防止区域が存在している。

#### ⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく海岸保全区域は第 3.2-21 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に海岸保全区域が存在している。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
- 保安林の指定目的
-  水源の涵養
-  その他
-  土砂の流出の防備
-  土砂の崩壊の防備
-  干害の防備
-  公衆の保健
-  名所又は旧跡の風致の保存

1:75,000

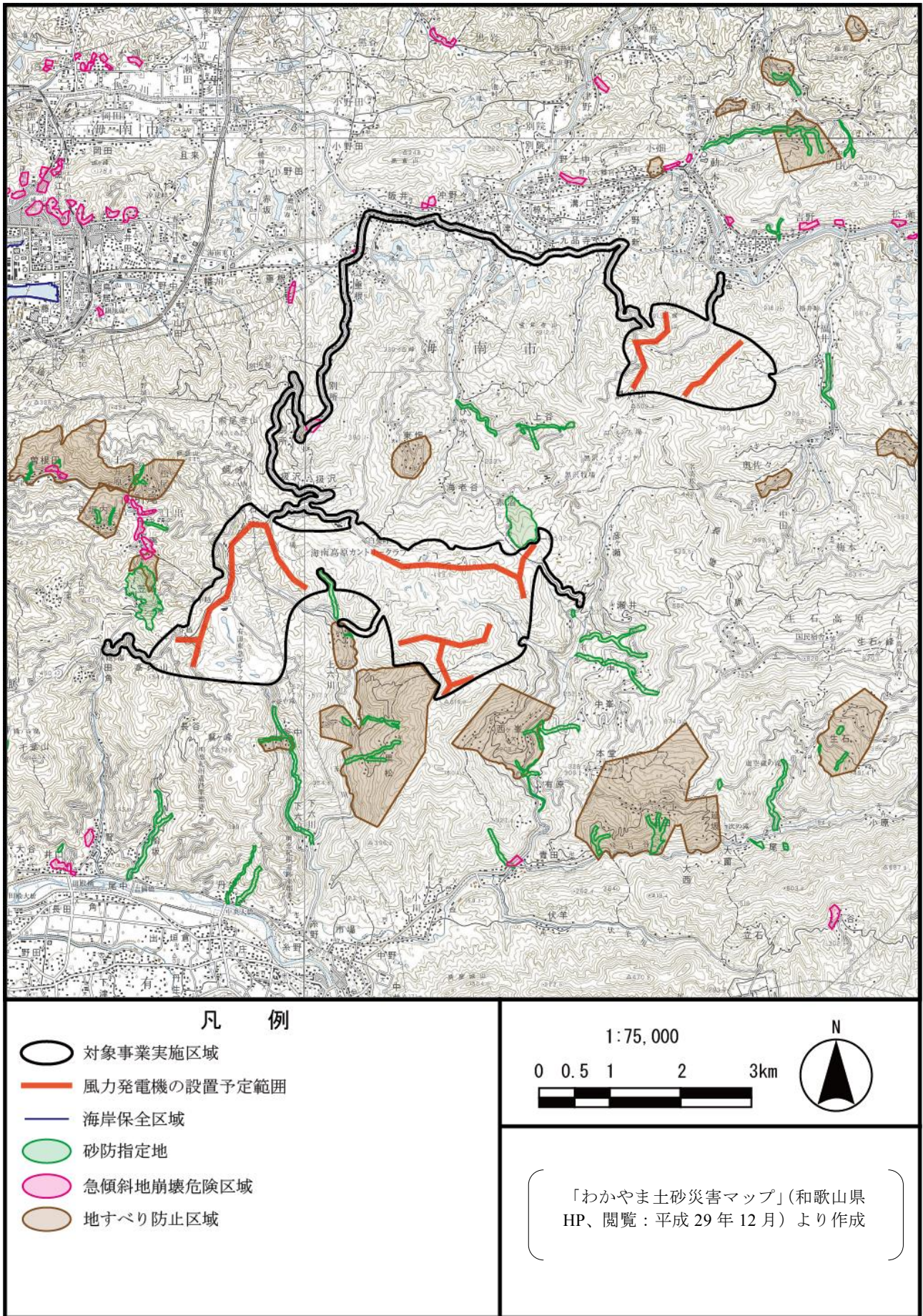
0 0.5 1 2 3km



「和歌山県地理情報システム」和歌山県  
HP、閲覧：平成 29 年 12 月）  
「紀州灘沿岸海岸保全基本計画」（和歌山  
県、平成 28 年）

より作成

第 3.2-20 図 保安林及び海岸保全区域の指定状況



第 3.2-21 図 砂防指定地等の状況

### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第3.2-49表のとおりである。

第3.2-49表 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無				
			海南市	有田川町	紀美野町	対象事業 実施区域 及び その周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	×	○	○
		農業地域	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×	○	○
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×	×	○	○
		公害防止計画	×	×	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	×	○	○
		規制地域	○	○	×	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	×	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	○	○	○
	悪臭防止法	規制地域	○	×	×	○	○
土壌汚染対策法	指定区域	○	×	○	○	×	
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×	×
		国定公園	×	○	×	×	×
		県立自然公園	×	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○	○
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	×	○	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	×	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○	○
	海岸法	海岸保全区域	○	×	×	○	×

注：○；指定あり、×；指定なし